

京丹後市地域福祉計画

～ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京丹後～

【案】

平成19年 月

京丹後市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の性格と位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画策定における体制	2
(1) 計画策定委員会の設置	2
(2) 計画づくりへの市民の参加	3
第2章 計画の基本理念	4
第3章 現状と課題	5
1. 各種計画からみた人口構成等の状況	5
(1) 人口・世帯数の推移と高齢化の状況	5
(2) 少子化の状況	6
(3) 障害のある人の状況	7
2. 地域福祉の現状と課題	8
(1) 地域で助けあえる担い手がほしい	9
(2) 住民交流を図り、地域の付き合いを深める	11
(3) 地域のみんなが福祉の大切さを理解する	12
(4) 災害時の不安解消や緊急時の対応が大切	13
(5) 地域の防犯を強めたい	14
(6) わかりやすくきめ細やかな情報がほしい	15
(7) 満足いく福祉サービスのための支援体制が必要	16
(8) 孤独感を解消するために地域サロン活動を充実する	17
(9) ふれあえる場がほしい（場所の確保）	18
(10) 気軽に相談できる窓口がほしい	19
(11) 日常生活に不便のない移動手段がほしい	20
(12) だれもが安心して活動できる環境がほしい	21
第4章 推進のための基本目標	22
1. 支えあいの人づくり	23
2. 安心・安全な仕組みづくり	23
3. ふれあいの場所づくり	24
4. 自立を支える環境づくり	24
目標の体系	25

第5章 目標達成のための取り組みの方向	27
基本目標1 支えあいの人づくり	27
1. 地域福祉の学習と担い手の育成	27
2. 子どもたちの福祉学習（地域で学ぶ）	28
3. ボランティアの育成とNPO活動の推進	29
4. 団塊世代・高齢者の社会参加	30
5. 地域福祉に携わる団体との協働	31
基本目標2 安心・安全な仕組みづくり	32
1. 情報提供の充実	32
2. 福祉サービスの適切な利用の支援	33
3. 交通安全・防犯・防災の取り組み	34
4. 子育て支援、高齢者などの見守り	36
5. 権利擁護の推進	37
基本目標3 ふれあいの場所づくり	38
1. 身近な公民館や空き家などの利用	38
2. 地域でつくる交流の場づくり	38
3. サロン活動の充実	39
4. 福祉ふれあいの場づくり	40
基本目標4 自立を支える環境づくり	41
1. 大切な健康と生きがいづくり	41
2. 移動手段、交通手段の確保	41
3. 社会参加をめざすノーマライゼーションなどの推進	42
4. 思いやる心を育む環境づくり	43
第6章 計画の推進に向けて	44
1. 地域住民、事業者、行政の協働による計画の推進	44
2. 京丹後市社会福祉協議会との連携	44
3. 計画の推進状況の把握	45
用語解説	46

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

現在わが国では、少子高齢化、核家族化が進み、かつてあった家庭や地域での、相互扶助が薄れるなど地域社会が変わりつつあります。これに伴い、児童虐待、高齢者の孤独死、青少年の犯罪、いじめなどによる自殺、家庭内暴力など家庭や地域の中ではさまざまな問題や事件が発生しています。

このような状況の中、地域住民一人ひとりが、住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人（後述 用語解説1）、福祉従事者などが相互に協力し、支え合い助けあって、地域の課題を地域全体で解決していく取り組みが必要となってきました。地域における福祉のあり方も、福祉は「行政がやるもの」「特定の少数者の問題」「他人事」という捉え方から、「地域全体にかかわるもの」「自分たちにとって身近な課題」として認識されるようになってきました。

平成12年の社会福祉法の改正により、地域住民、福祉サービス事業者、福祉従事者が主体となり、それぞれが相互に協力しあって地域福祉を推進することが新たに規定されました。そして、市町村においては、地域のさまざまな生活課題に地域全体で取り組む体制づくりを計画的に進めるため、住民などの参加を得て「市町村地域福祉計画」を策定することになりました。

そこで、京丹後市では、住民などの参加を得て、地域福祉を推進するうえでの基本理念と施策を定めた「京丹後市地域福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の性格と位置づけ付き合い

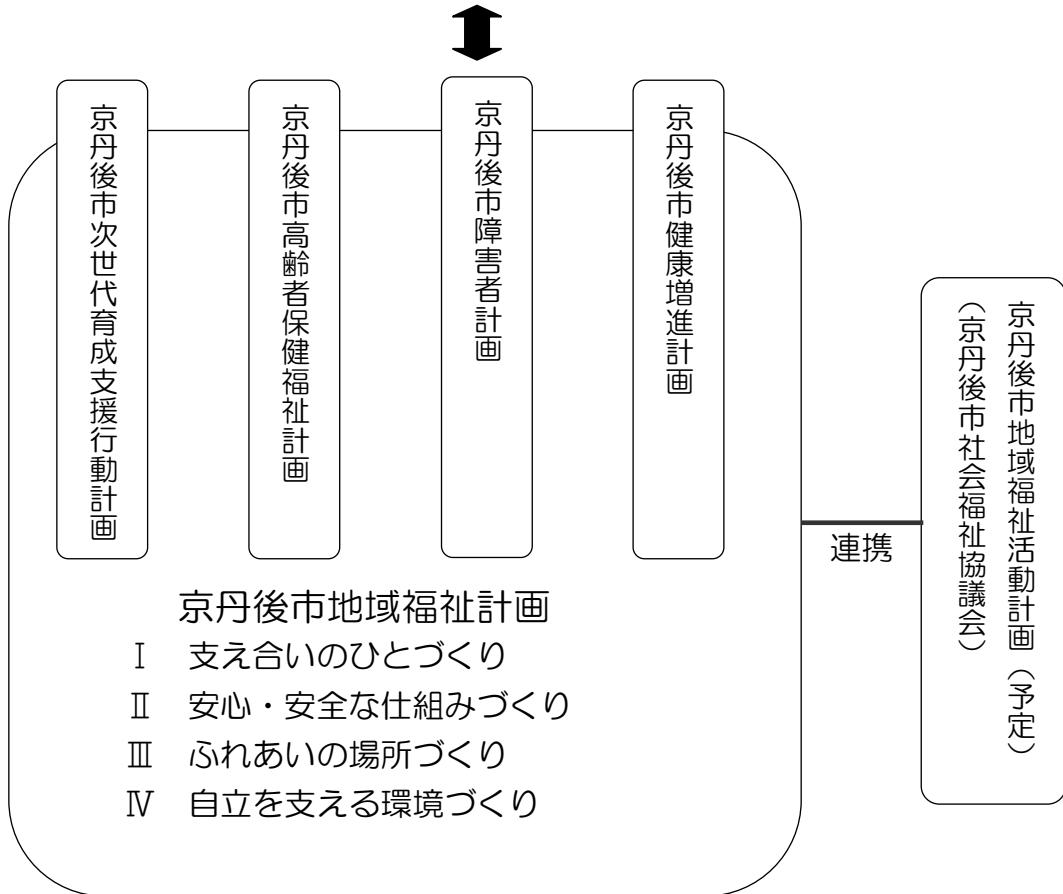
本計画は、社会福祉法第107条に基づき策定するもので、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。なお、平成15年12月に策定された京都府地域福祉支援計画と連携するものです。

京丹後市地域福祉計画は、第1次京丹後市総合計画の地域福祉分野の基本計画として位置づけます。また、他の福祉分野のそれぞれの計画と整合性及び連携を図りながら計画を策定しています。

計画の内容は、地域の生活に密着した地域福祉の推進のあり方を示すものであり、誰もが地域の中で安心して暮らせるように地域での取り組みや市の支援策についてまとめており、市民、福祉事業者、行政などが協働（用語解説2）により推進していくうえでの指針となります。

【京丹後市地域福祉計画の位置づけ】

第1次京丹後市総合計画



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成19年度から平成23年度までの5か年とし、必要に応じ見直します。

4. 計画策定における体制

(1) 計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、公募委員、福祉関係者、学識経験者などの委員と顧問で構成する「京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会」を設置し、さらにその委員会を構成する部会の1つである「地域福祉部会」を設けて取り組みました。

また、計画策定にあたり、各市民局担当職員や市社協職員で構成する「事務局会議」を設置し、計画づくりに関する検討をしました。

(2) 計画づくりへの市民の参加

計画策定の過程において、幅広い市民の現状評価とニーズを把握し、計画に反映していくため、アンケート調査の実施、地域福祉懇談会の開催などにより、市民参加を図ってきました。これらの実施にあたっては、単にデータを収集するのではなく、地域福祉に対する市民の意識啓発や地域の生活課題を解決する動機づけとなるよう努めました。

① アンケート調査の実施

「地域福祉に関するアンケート調査」は、京丹後市にお住まいの20歳以上の方2,000人を対象に行ないました。

実施期間：平成17年9月5日～9月20日

調査方法：調査票による記入方式で、郵送による配布・回収

調査票配布・回収の状況

	配布数	回収数	回収率 %
峰 山	416	202	48. 6
大 宮	335	172	51. 3
網 野	490	267	54. 5
丹 後	216	123	56. 9
弥 栄	180	85	47. 2
久美浜	363	203	55. 9
不 明		5	
計	2, 000	1, 057	52. 9

② 地域福祉懇談会の開催

地域福祉の担い手となる住民自身が、主体的に地域について考え、まちづくりに参画していくきっかけづくりとして、計画策定の過程において地域福祉懇談会を開催しました。

地域福祉懇談会の開催場所等

地区名	開催場所	開催日	参加人数
峰山町橋木区	橋木地区公民館	H17.11.9	13名
大宮町善王寺区	善王寺公民館	H17.11.25	16名
		H18.3.29	21名
網野町北大路区	北大路公民館	H17.10.18	26名
		H18.5.16	34名
丹後町間人谷区	間人漁業協同組合	H17.10.28	17名
弥栄町木橋区	木橋区公民館	H17.11.14	20名
弥栄町野間地区	野間基幹集落センター	H17.11.21	16名
久美浜町一区	久美浜市民局	H17.11.19	48名

第2章 計画の基本理念

私たちは、戦後、生活の豊かさを求め、社会は急速な経済発展を遂げてきました。しかしながら、都市化、核家族化が進み、少子高齢社会が到来した現在、暮らしの中で大切な地域のつながり、支え合い、助け合いにより、だれもが安心して暮らせる心の豊かさを見直す時期が来ているのではないでしょうか。

少子高齢化が一層進み、災害対策、防犯対策の意識が高まる中、いつまでも安心安全で、健康で輝き続ける人生を送ることはすべての市民の願いです。そのためには、人権尊重を基本とし、市民の支え合いのこころを醸成し、だれもが、助けたり、助けられたりする存在であることを理解することが大切です。

計画では、子ども、高齢者、障害のある人たちをはじめ、だれもが地域社会の一員として、ふれあい、心身ともに健やかに、生きがいをもって暮らすことができるようなまちづくりを進めています。さらに、愛情溢れる思いやりのこころがみんなに育まれることを大切にしています。

<参考>

第1次京丹後市総合計画では、保健、医療、福祉分野において、基本理念の一つに安心力「ともに支え合い、安心して暮らせる健康・福祉のまちづくりをめざします」を唱え、基本方針として「生きる喜びを共有できる健やか安心都市」としています。

ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京丹後

第3章 現状と課題

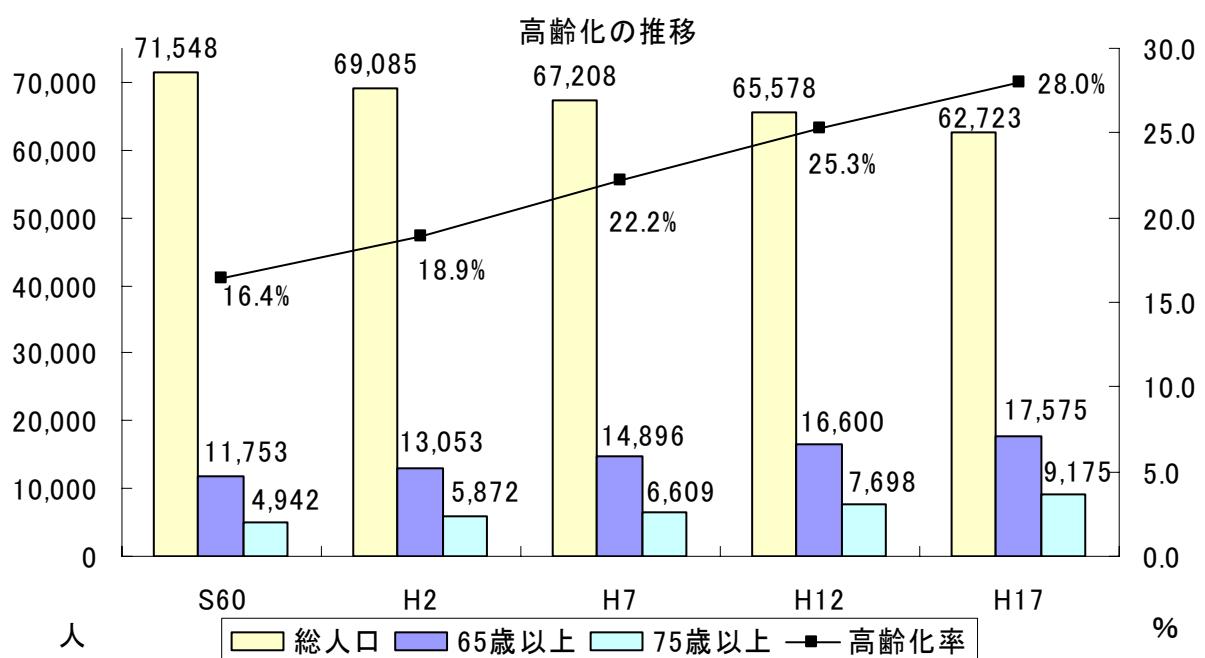
1. 各種計画からみた人口構成等の状況

(1) 人口・世帯数の推移と高齢化の状況

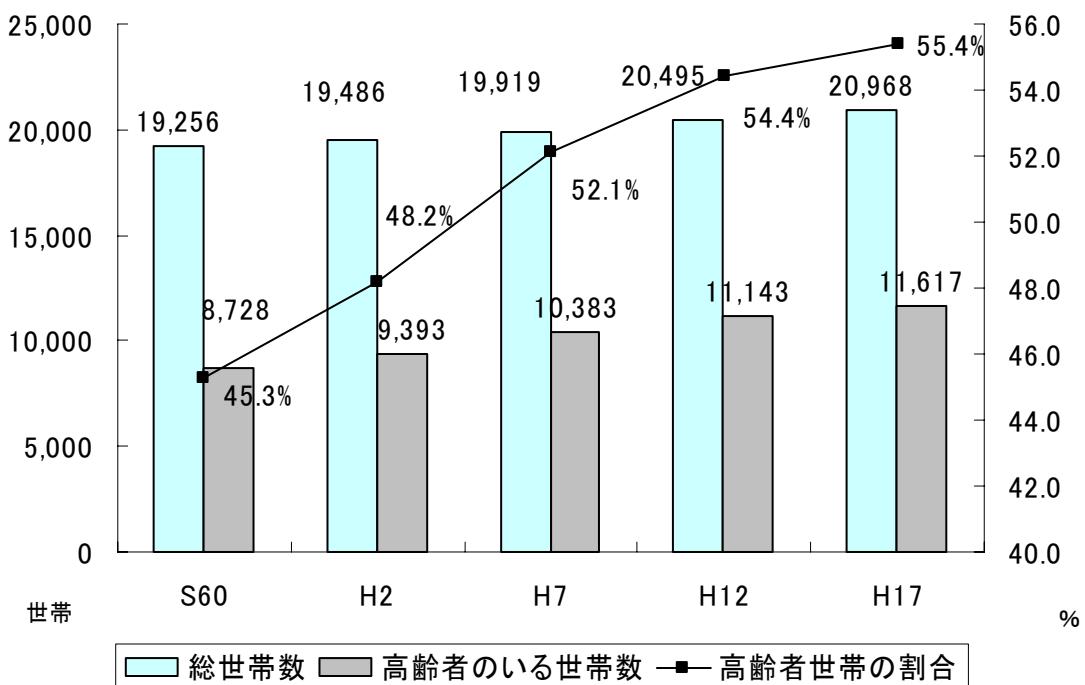
本市の総人口は昭和 60 年の 71,548 人から減少傾向にあり、平成 17 年は 62,723 人となっています。「65 歳以上」の人口については、昭和 60 年以降増加傾向が続き、平成 17 年には 17,575 人となっています。特に後期高齢者（75 歳以上）については急激な伸びをみせており、平成 17 年には 9,175 人と昭和 60 年時点の約 1.9 倍となっています。高齢化率も昭和 60 年 16.4% から平成 17 年は 28.0% と高くなり、市民 4 人に 1 人は 65 歳以上の高齢者となっています。

世帯状況の推移をみると、家族形態の多様化などを背景に「総世帯数」は増加し続けており、昭和 60 年では 19,256 世帯、平成 17 年は 20,968 世帯となっています。「高齢者のいる世帯数」についても増加傾向が続いており、平成 17 年には総世帯に占める割合が 55.4%（11,617 世帯）となっています。また、「高齢者単独世帯」、「高齢者夫婦世帯」（夫婦ともに 65 歳以上の世帯）についても、ともに増加傾向にあり、今後、団塊世代の高齢化により、「高齢者のいる世帯数」の増加は一層進むものと予想されます。

（資料：国勢調査）



高齢者世帯の推移



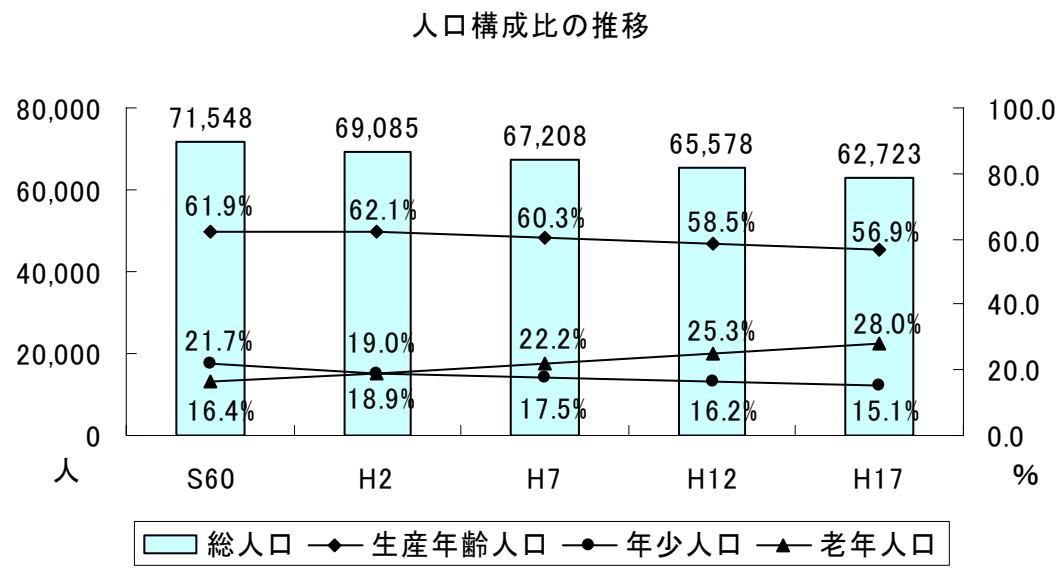
(2) 少子化の状況

本市の年齢別人口構成比率をみると、老人人口(65歳以上)は昭和60年(16.4%)から平成17年(28.0%)までの20年間で11.6ポイント増加し、反対に年少人口(15歳未満)は昭和60年(21.7%)から平成17年(15.1%)で6.6ポイント減少していることから、少子高齢化の現象が顕著に現れています。

本市の出生者数、出生率は、京丹後市次世代育成支援行動計画の現状からみますと、ともに平成12年を境に年々減少傾向にあります。また、出生率は、平成12年をピークに全国平均、京都府を下回る状況が続いています。一方、合計特殊出生率(用語解説3)については、同様に減少していますが、全国平均、京都府平均より高い値となっています。

このように、児童数や出生率の推移からみて、本市において少子化は明らかに進んでいます。さらに、未婚率の上昇から、少子化に、より一層拍車がかかることが予想されます。

(資料：国勢調査及び京丹後市次世代育成支援行動計画)



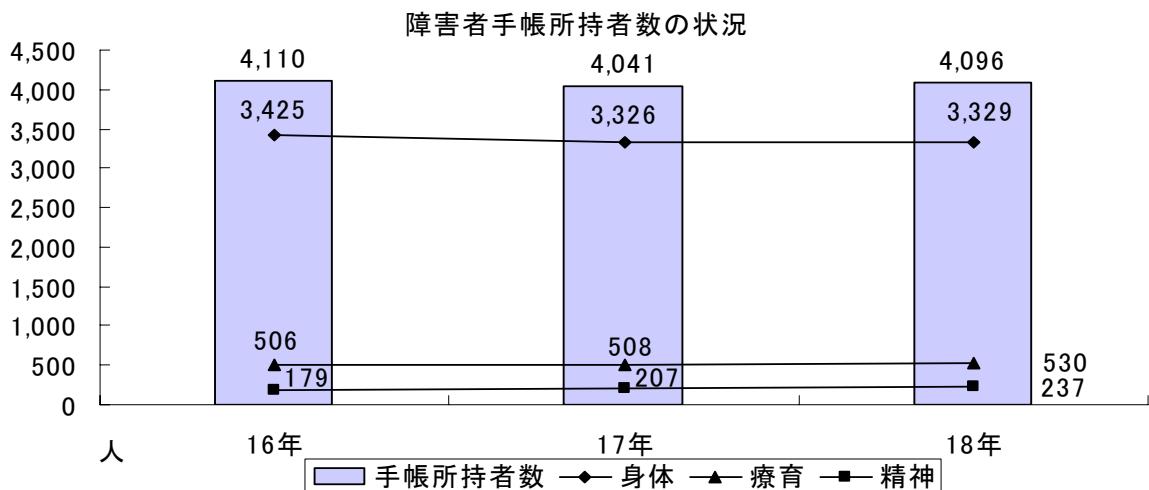
(3) 障害のある人の状況

障害者手帳所持者数の状況は、平成16年は4,110人であり、平成18年は4,096人となっています。各種手帳別にみると、身体障害者手帳所持者数は、平成16年度3,425人から平成18年度3,329人と減少しています。療育手帳所持者数は、平成16年506人から平成18年530人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成16年179人から平成18年237人と増加傾向が続いている。

障害のある人も地域を構成する一員として自立し、積極的に社会参加ができるよう、在宅サービスを開拓するとともに、相談支援体制の充実にも努めているところです。

障害のある人の更なる自立と社会参加の支援、そして障害のある人を支える家族の負担軽減のため、地域社会の支えあい、助けあいに取り組むことが大切です。

(資料：京丹後市障害者計画)



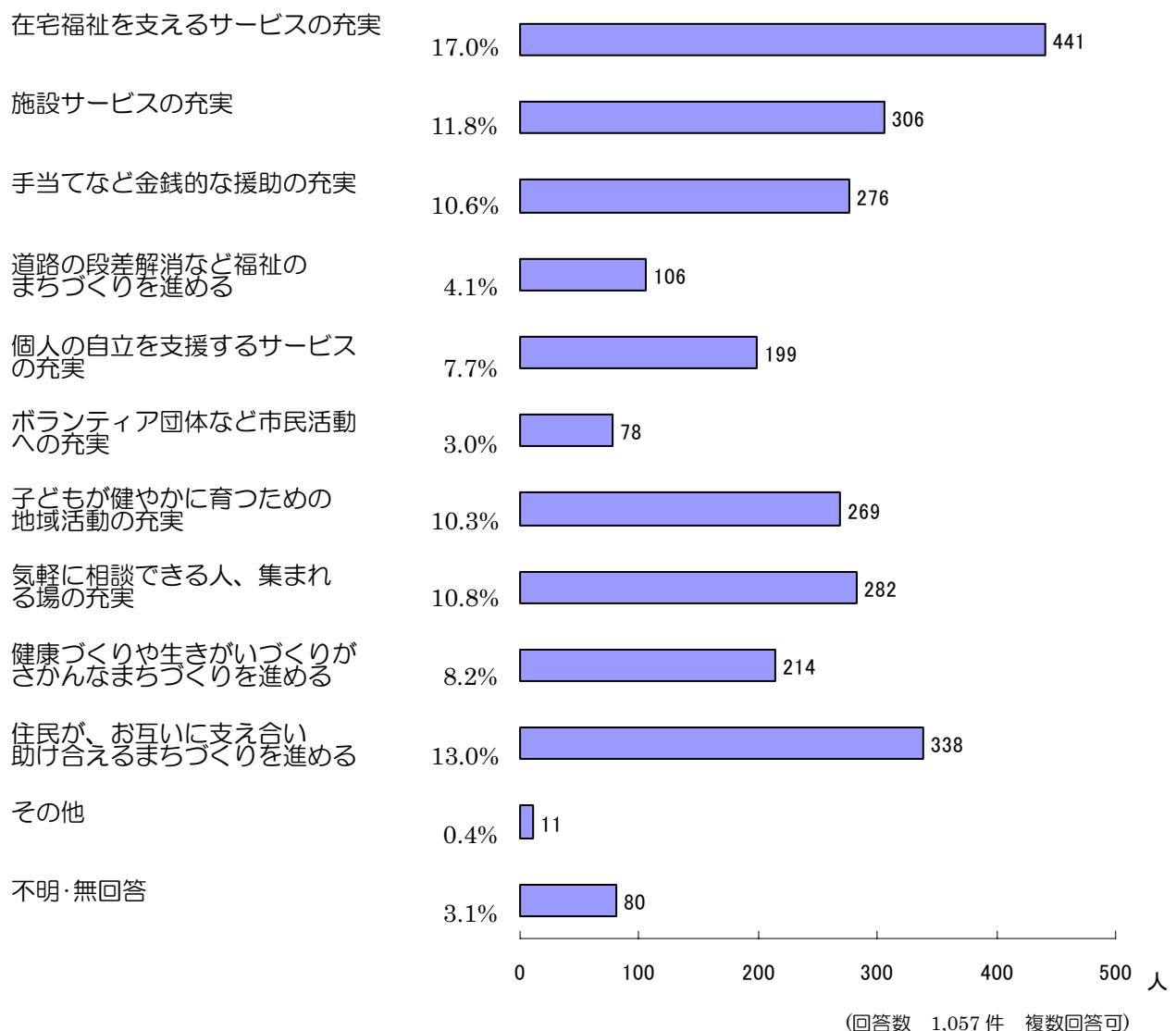
2. 地域福祉の現状と課題

地域福祉の現状を把握するために行ったアンケート調査や地域福祉懇談会などから、本市におけるさまざまな地域福祉の現状と課題が明確になりました。

まず、アンケート調査による「福祉のあり方」については、次のとおりで「在宅福祉サービスの充実」が 17.0%で最も多く、次に「住民がお互いに支え合い助け合えるまちづくりを進める」「施設サービスの充実」「気軽に相談できる人、集まれる場の充実」となっています。

(アンケート調査より)

図表 「福祉のあり方」について



京丹後市は広域であり、各地区の抱える現状と課題には違いがありますが、アンケート調査や地域福祉懇談会の内容から、京丹後市の福祉の現状と課題を分類すると次のようになります。

(1) 地域で助けあえる担い手がほしい

現状

地域福祉活動においては、多くの地域住民がボランティアとして参加しており、ボランティアの登録数は、近年は下記のとおりとなっています。

社協事業報告書より社協登録ボランティア数

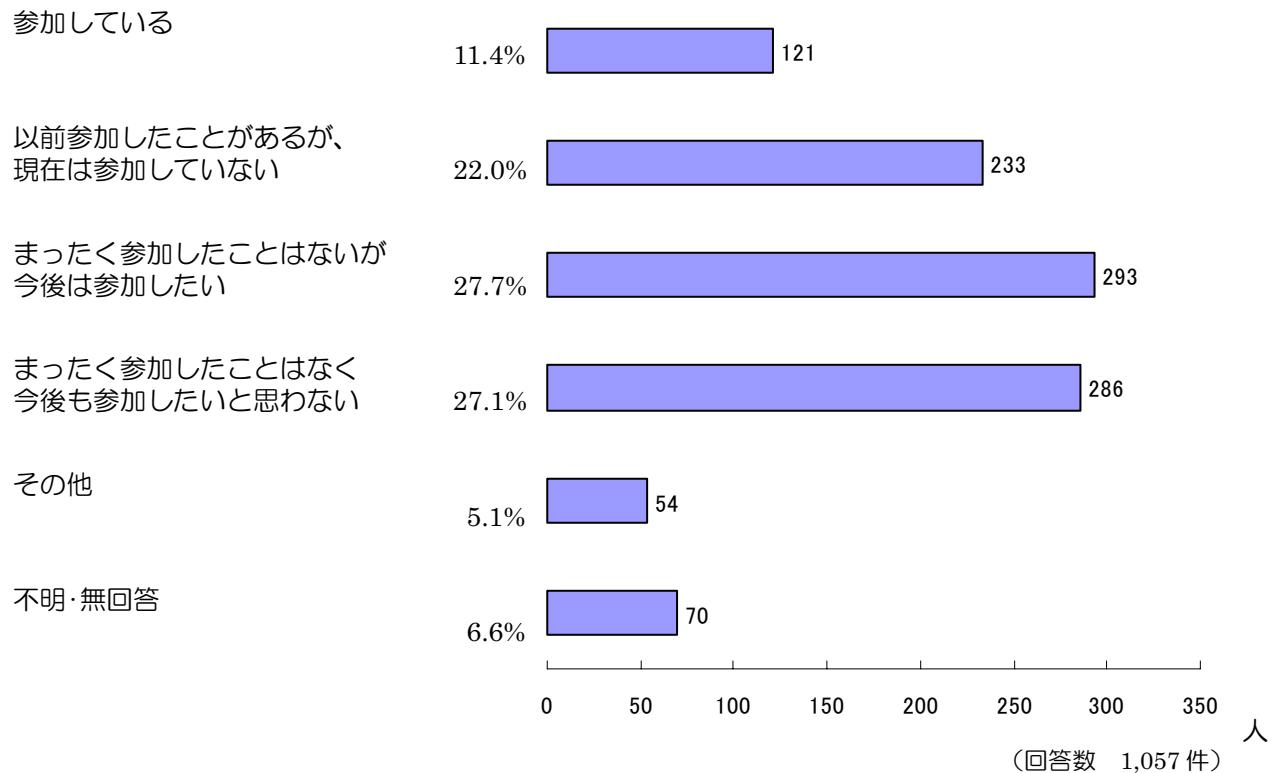
	平成 15 年度末	平成 16 年度末	平成 17 年度末
一般	2,052 人	2,377 人	2,197 人
		323 人（災害）	160 人（雪おろし、雪すかし）
合計	2,052 人	2,700 人	2,357 人

市民の意識をアンケート調査で見ると、ボランティアへの参加状況では、現在又は過去にボランティアの経験がある人は 33.4%、経験はないが今後ボランティア活動への参加意欲がある人は 27.7% となっています。

一方、参加したことがない、今後も参加したいと思わないという人も 27.1% となっています。（下表参照）

（アンケート調査より）

図表 「ボランティアへの参加状況」について

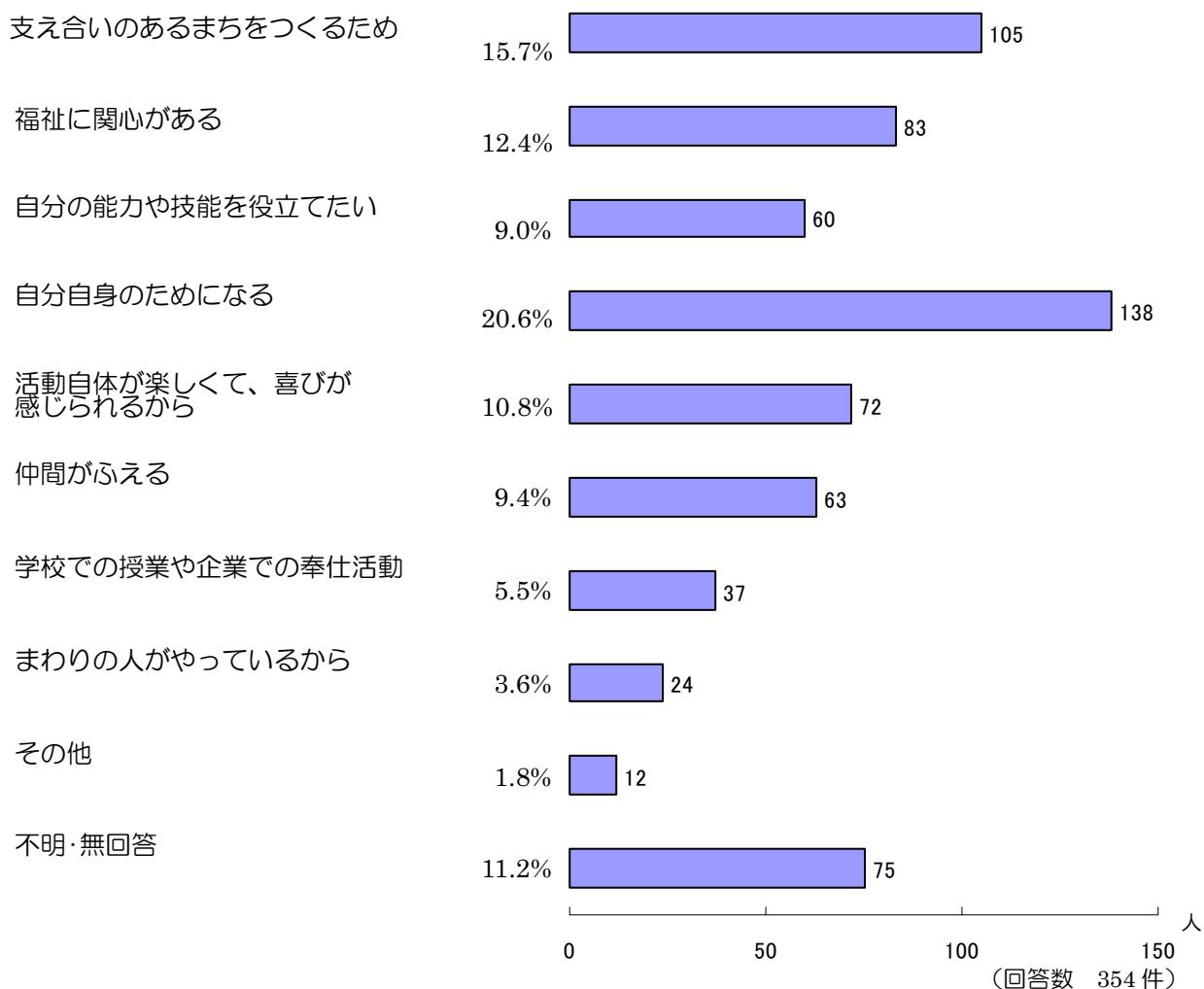


現状

ボランティアに参加している（したことがある）理由としては、「自分自身のためになる」が最も多く、次に「支え合いのあるまちをつくるため」「福祉に関心がある」「活動自体が楽しくて、喜びが感じられるから」となっており、大いなる社会貢献精神とそれに基づく充実感が主な理由となっています。（下表参照）

（アンケート調査より）

図表 「ボランティア参加への理由」について



- また、ボランティアの参加意欲があっても、どんな事をどの様にするのか活動のやり方がわからないし、情報が欲しいという意見もあります。

課題

誰もがボランティア活動に参加できるよう工夫し、情報発信についても充実を図り、参加したいと思わなかった人も進んで参加できる体制を整えることが課題です。

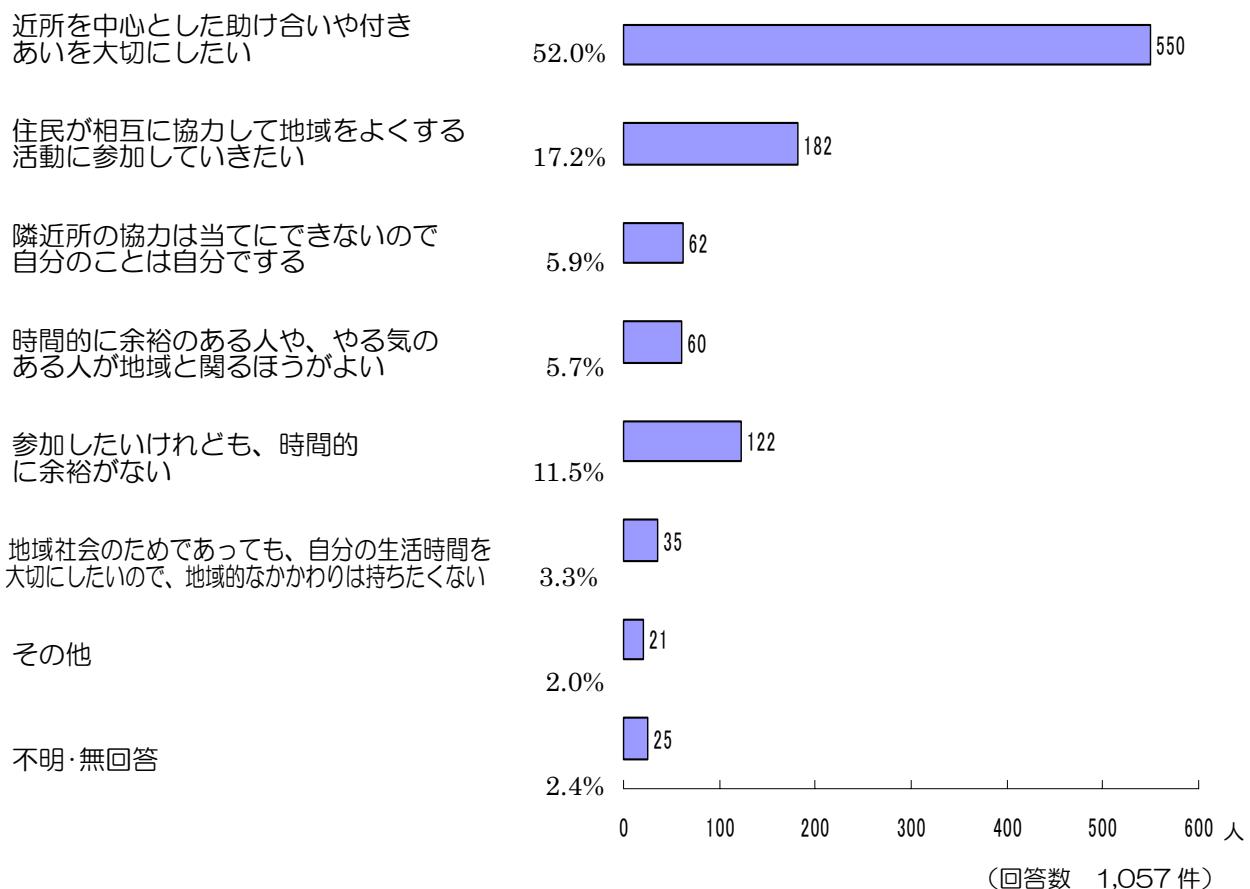
(2) 住民交流を図り、地域の付き合いを深める

現状

アンケート調査による「地域での人と人とのかかわり」については、次のとおりで、「近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」が 52.0%、「地域活動に参加していきたい」17.2%となっており、地域を大切にし、活動にも参加したいと、非常に高い意識を持っているという結果が出ています。 (下記参照)

(アンケート調査より)

図表 「地域での人と人とのかかわり」について



(懇談会より)

- ・ 近所付合いが希薄になってきている。
- ・ 独居・高齢者世帯・認知症の方などに対して、隣近所の見守り、声かけが必要。
- ・ 隣組・区の組織に加入していない世帯があり、孤立しがちな人がいる。

課題

近所付き合い、住民の交流、地域活動等は、地域福祉の取り組みを進める上で活動の土台となるものです。近所付き合い、地域の助け合いなど、プライバシー保護に配慮しながら、今後一層の交流の拡大を図り、顔見知りの関係を広げていくことが課題です。

(3) 地域のみんなが福祉の大切さを理解する

現状

地域社会に関心の薄い人が増えています。また、核家族化の進行などにより、高齢者と暮らす経験のない子どもが増えています。地域では、高齢者、子ども、障害のある人や外国人などさまざまな人たちが生活していますが、相互の情報交換や交流の場が少ないとことにより、お互いの理解が進んでいない状況がみられます。

(アンケート調査の自由記入欄より)

- ・ 住民の一人ひとりの意識を変えていかなければ組織や拠点を充実させても十分ではない。まずは、地域の支え合いが必要であることをわかってもらうことが大切であると思う。
- ・ 本市の子ども一人ひとりが、今後を担う大切な宝です。子どもたちが心身ともに健全に成長することを願っています。そのために市政も重要であるが、常日頃から、隣人、自治会などの身近な地域の方々との交流が大切であると思う。
- ・ 以前は、近所付き合いがたくさんあったが、今は、あいさつもできない大人が多すぎる。その中で育っていく子どもも同じ・・・・。助け合いをする前に、一人ひとりがもっと成長しないといけない様な気がする。
- ・ 私が住んでいる地区は、大人なのに仲間はずれにしたり、人の悪口を楽しんで言ったり・・・そういう人がたくさんいます。そんな大人が地域を守っていくのは難しいと思う。
- ・ 地域の人との付き合いや、助け合うことの必要性・重要性が意識できるよう、一人ひとりが思うようになることが大事なことだと思う。若い人もいつか老人になるし、人の助けが必要になる時が必ず来ることを自覚するよう教える。

課題

ふれあい豊かなやさしい地域づくりのためには、制度やサービス、施設を充実させることに加え、人権尊重の意識をもつ人を育てることが最も重要です。

子育てや介護の問題の解決をはじめ、高齢者や障害のある人などに対する偏見・差別などを解消する「心のバリアフリー」(用語解説4)を継続的に推進し、思いやりのある地域社会をめざすことが課題です。

だれもが地域を構成する一員であると認め合い、一人ひとりが同じ地域住民として受け入れられるような地域づくりを目指すことが重要です。

幼少年期から地域でのつながりの意識を持つよう、さまざまな出会いや交流の機会をつくることが大切です。

(4) 災害時の不安解消や緊急時の対応が大切

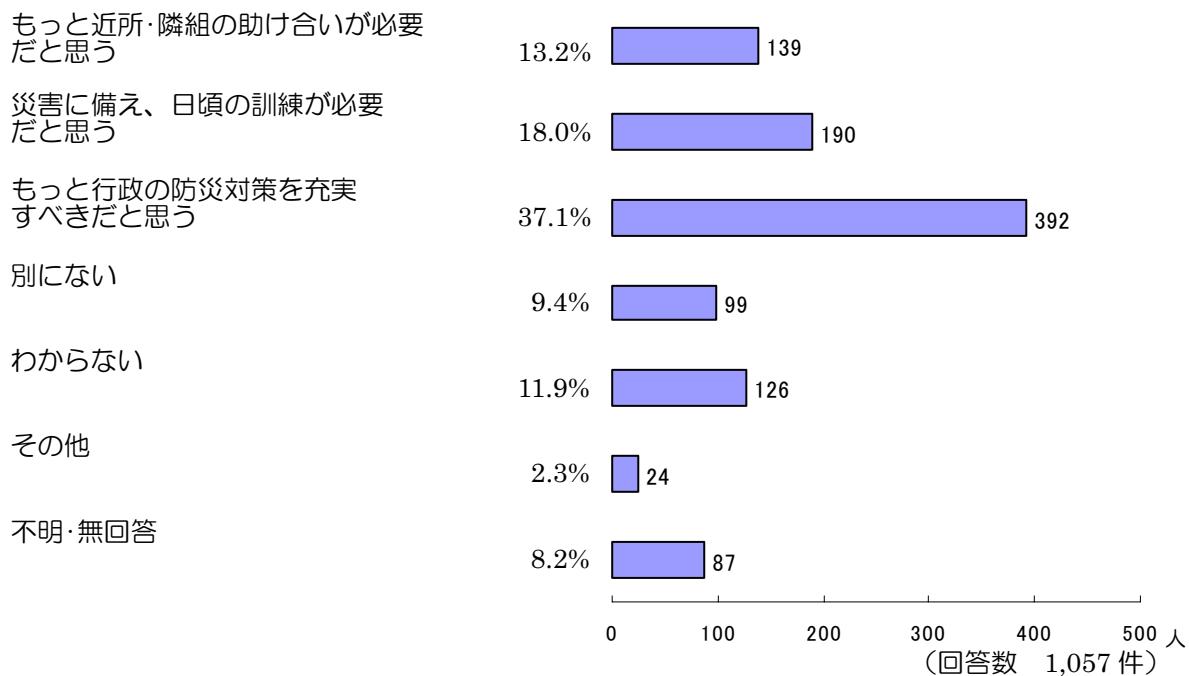
現状

高齢者のひとり暮らしや障害のある人は、日常生活の不安に加え、地震・台風・水害などの災害時に対し非常に不安を持っているという声が出ています。

アンケート調査から、「災害時、地域において何が一番必要だと思いますか」について、「行政の防災対策を充実すべき」が最も多く、次に、「日頃の訓練が必要」「近所・隣組の助け合いが必要」となっています。(下表参照)

(アンケート調査より)

図表 「災害時、地域において何が一番必要だと思いますか」について



(懇談会より)

- ・ 独居・高齢者世帯・弱者に対して、緊急時の区としての対応のあり方を考えなければならない
- ・ 大雪の時、屋根の雪おろし、雪かきなどの対応が必要

課題

地域福祉懇談会の中でも意見としてありましたが、高齢者や障害のある人の不安を少しでもなくするためにには、災害時や緊急時などの声かけや援助を行なう事が大切であり、そのために隣近所や地域の果たす役割は重要です。

ひとり暮らしの高齢者や障害のある人などに緊急時に対応できるよう地域と社会福祉協議会及び行政が連携していくことが課題です。

(5) 地域の防犯を強めたい

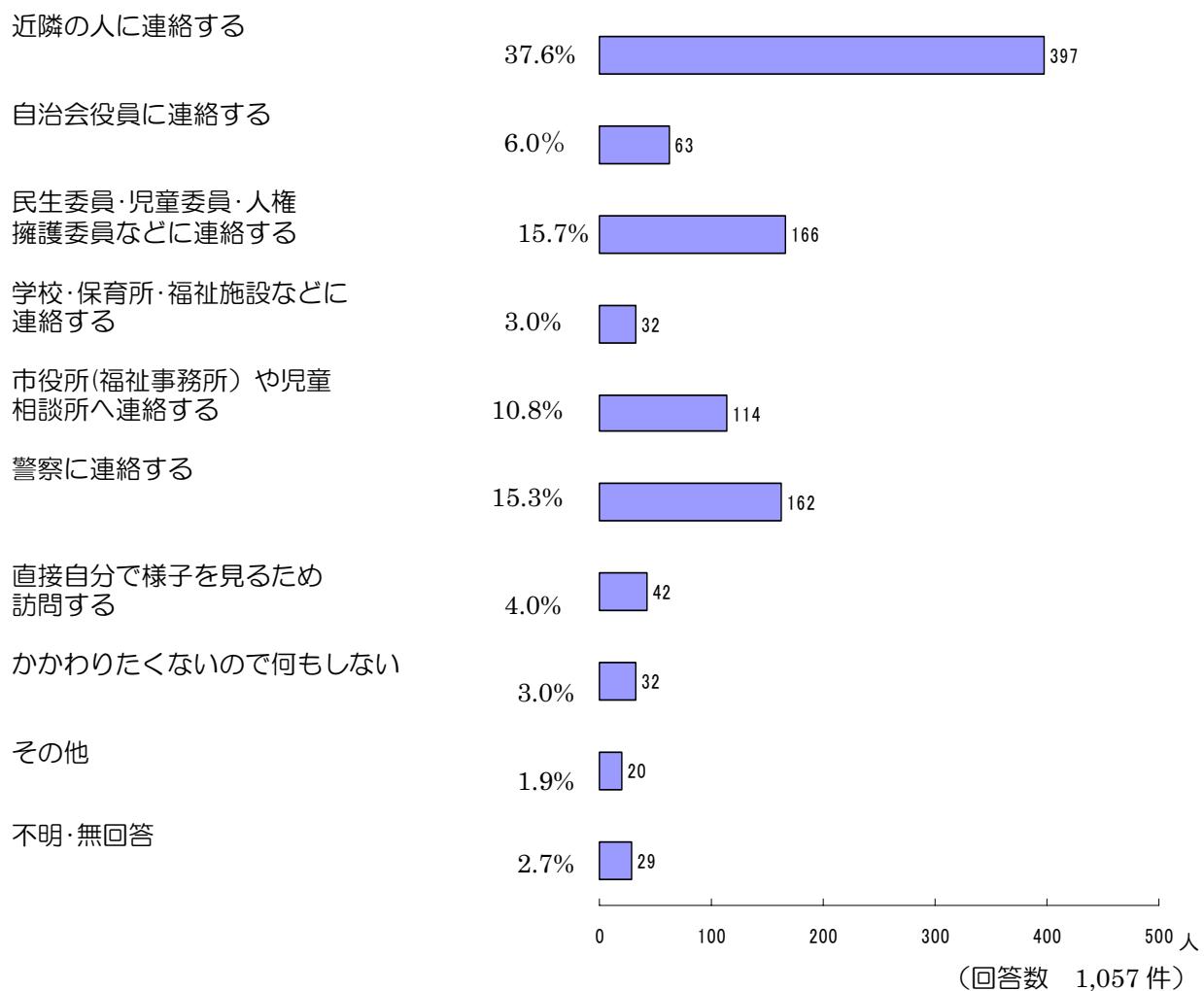
現状

全国的に多発している児童の誘拐や殺傷事件、独居老人や高齢者世帯等に対する振り込め詐欺事件や訪問販売などによる悪徳商法関連の被害が発生しています。

アンケート調査から、「もしあなたの周囲で事件・事故が起きる恐れがある場合、どう対応しますか」について、「近隣の人に連絡する」が最も多く、次に「民生児童委員・人権擁護委員などに連絡する」「警察に連絡する」となっています。防犯対策には、一番身近な隣近所・地域の力が必要となります。(下表参照)

(アンケート調査より)

図表 「防犯・事故等の対応」について



(懇談会より)

- 田舎でも、いろいろな事件が起こっており、治安対応が必要。

課題

子どもの見守り、治安に対する不安、地域の防犯力の低下など、それぞれの地域における防犯対策が必要です。

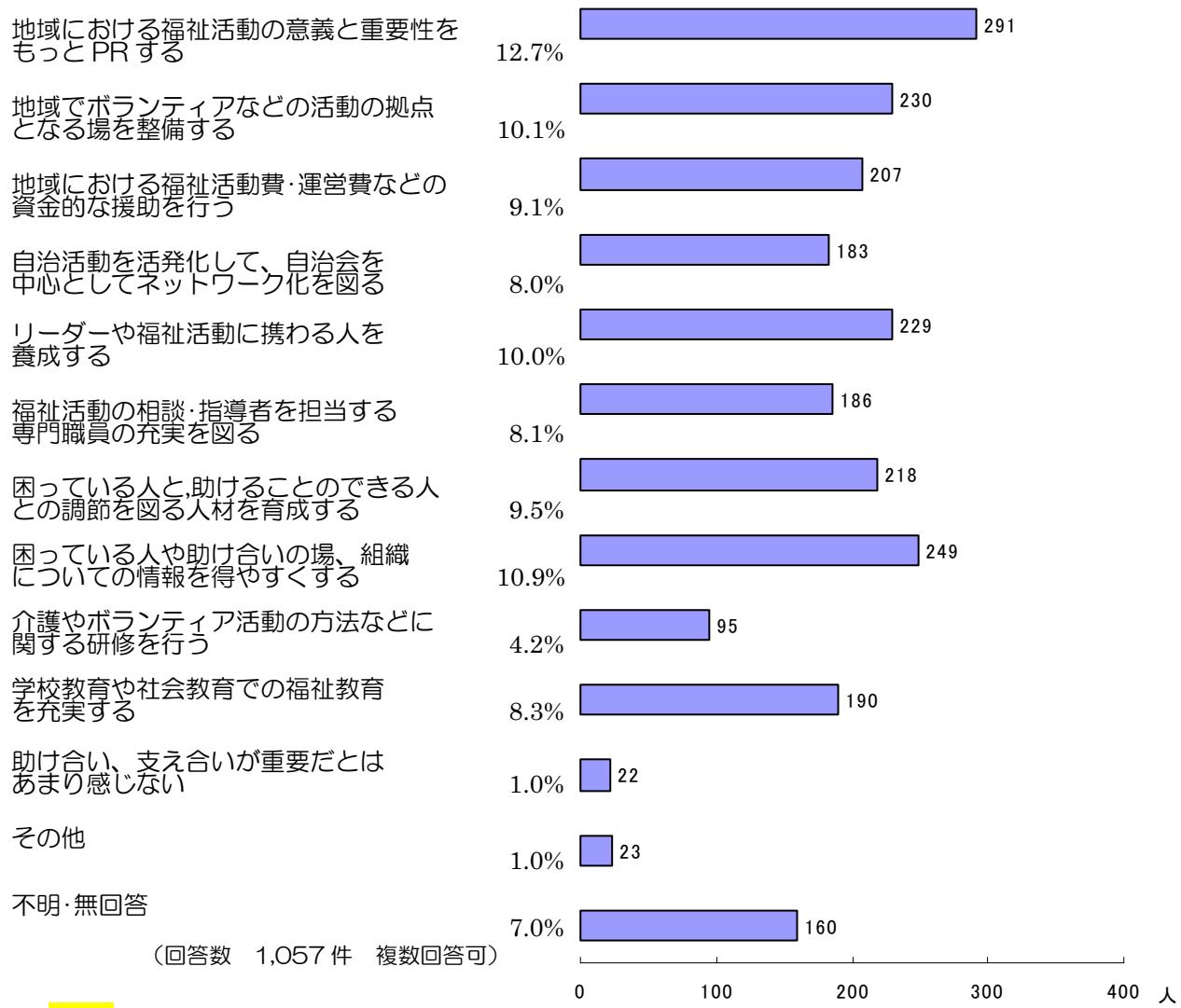
(6) わかりやすくきめ細やかな情報がほしい

現状

アンケート調査によると、地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要であるかについては、「福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が最も多く、次に「困っている人や助け合いの場、組織についての情報を得やすくする」となっています。(下表参照)

(アンケート調査より)

図表 「地域の助け合い活動を活発にするために重要なこと」について



課題

福祉に関する情報は、活動を行なううえで必要なものとなります。

福祉サービスを受けたいがどこに相談したらよいのかわからない人、また、サービスの存在すら知らない人、適切なサービスの利用ができていない人などは、情報が不足していることが考えられます。地域と行政、専門機関などが連携して、きめ細かい情報提供や支援体制を整えることが課題となっています。

(7) 満足いく福祉サービスのための支援体制が必要

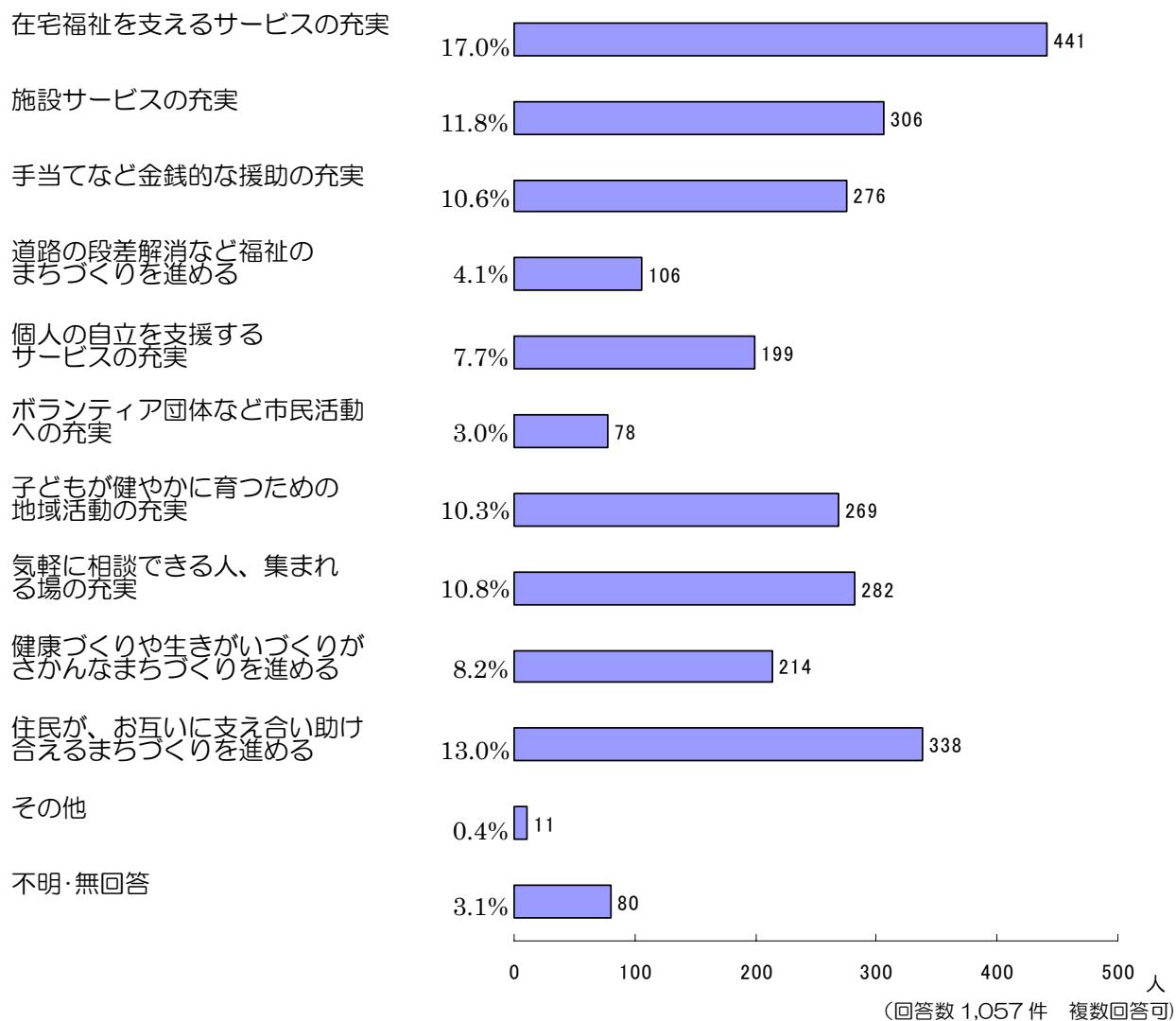
現状

アンケート調査から、在宅福祉サービス、施設サービス、自立支援サービスなどの充実が望まれています。(下表参照)

在宅福祉サービスや施設サービスなどさまざまな福祉サービスを必要とする人に、適切にサービスが受けられるような仕組みづくりが必要です。

(アンケート調査より P8 の再掲)

図表 「福祉のあり方」について



課題

福祉サービスが今まで以上に行き届くために、支援が必要な方に質の高いサービスやきめ細やかな内容の充実を図ることは必要ですが、サービスを必要とする人が利用しやすいよう、利用者の権利擁護や、利用を援助する仕組みづくりを充実させることも併せて大切なことです。

(8) 孤独感を解消するために地域サロン活動を充実する

現状

高齢者のひとり暮らしに対する心配の声や、高齢者自身が孤独感や不安を抱えているという実態があります。

(懇談会より)

- ・ 高齢者のひとり暮らしが心配で、見守り、声かけが必要。
- ・ 高齢者サロンのような高齢者が気軽に集まれる場所がほしい。
- ・ 子育てのことをもっと気軽に話し合える場所がほしい。

平成 17 年度京丹後市における地域サロン数（社協の調べより）

高齢者サロン	51 地区
障害者サロン	4 地区
子育てサロン	14 地区
その他（区民対象等）	25 地区

課題

従来から、地域サロン活動は地区の福祉委員を中心に実施されてきていますが、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人の孤独感を少しでも解消するために、地域サロン活動の一層の充実を図ることが必要です。また、安心して子育てができるよう、地域の子育てサロンの充実も必要です。

今後は、これまでの活動実績をベースに、各地域の特性を考慮し、見守りサービスの充実や対象者の拡大、子育て支援など、一層の充実を図ることが課題です。



(9) ふれあえる場がほしい（場所の確保）

現状

子どもから大人まで、地域のみんながふれあえる交流の場を求める声があります。

（懇談会より）

- ・ 公民館もなく、子どもや大人、高齢者が交流できる場が欲しい。
- ・ 活動の場所の確保と整備が必要。

（アンケート調査の自由記入欄より）

- ・ 地域の公民館などを利用し、高齢者、子どもたちがふれあう場が持てたらと思います。核家族が増える中、夏休みなど、家族でゲームをするのではなく、高齢者と話したり、遊んだりだれでもいつでも集まれる場があれば、高齢者の生きがいにもつながるのではないかでしょうか。

課題

地域福祉活動を推進するうえで、その活動の場を確保することは重要です。活動の拠点としては、地区公民館や空き家を有効活用するなど、住民の身近で気軽な場所が考えられます。

施設は地域拠点的なものであることから、高齢者や障害のある人が気軽に立ち寄れる場所、子どもと高齢者が交流できる場所など、さまざまな機能が求められており、目的に応じた場所の確保と、既存施設のバリアフリー化や、老朽化している施設の更新など、使いやすさの向上などを図ることが課題です。

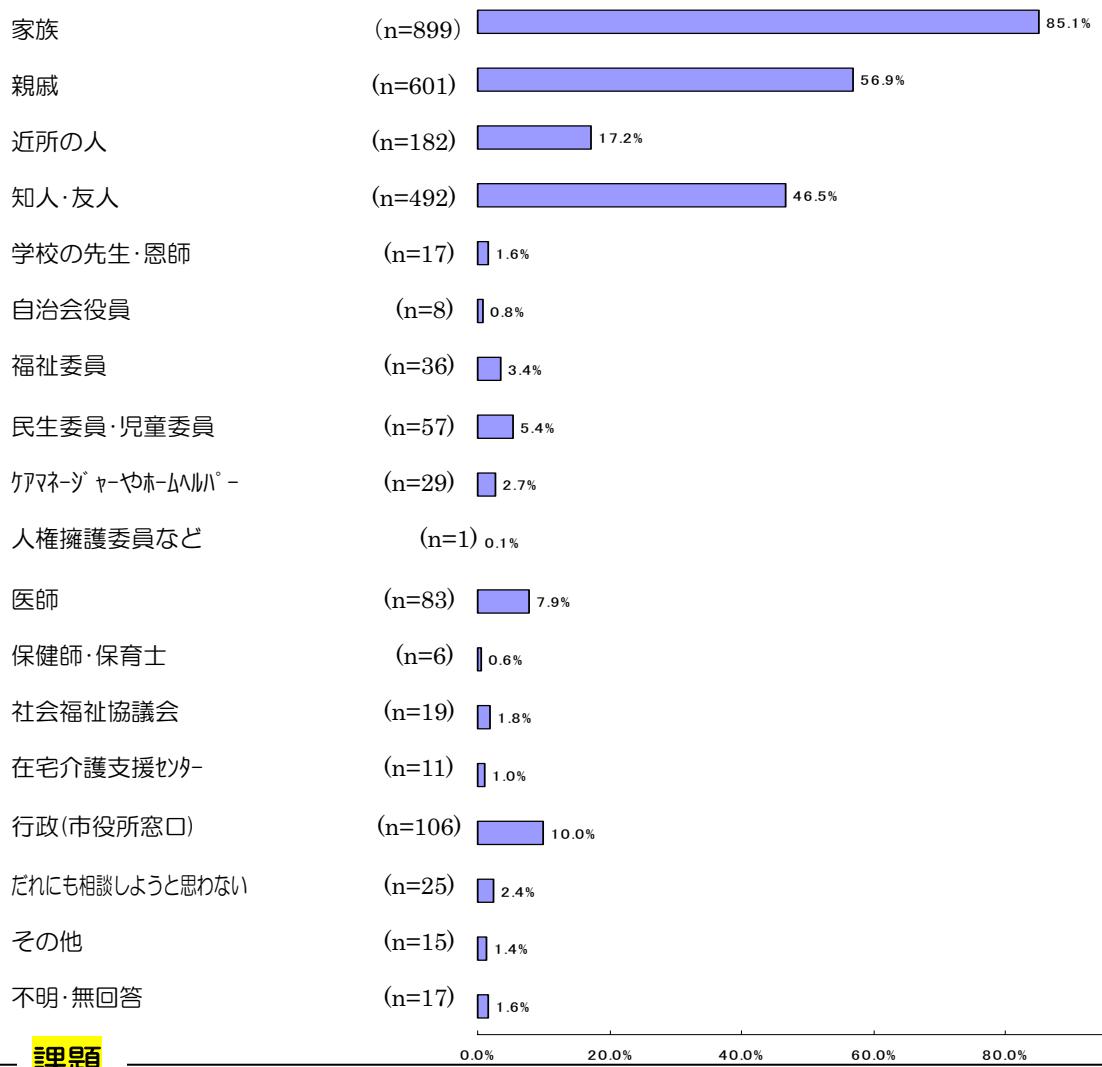


(10) 気軽に相談できる窓口がほしい

現状

アンケート調査によると、「生活で困ったとき誰に相談したいか」については、「家族」が85.1%と最も多く、以下、「親戚」が56.9%、「知人・友人」が46.5%、となっており、親類縁者やよく知った人に相談をしたいという人が多いという結果が出ています。一方、「行政（市役所窓口）」が10.0%、「民生児童委員」が5.4%など、公的な機関などに相談したい人は少なくなっています。（下表参照）

（アンケート調査より）（複数回答可）【N=1057】



課題

現在、いろいろな関係機関でさまざまな相談や支援事業が実施されていますが、市民の利便性向上のためには、地域住民が気軽に相談できる体制を整えておくことが重要であり、身近な相談窓口の設置、さらに情報提供窓口の一元化をめざす取り組みが必要となります。

また、地域福祉の核として、その役割を担っている社会福祉協議会および民生委員・児童委員などについて、さらに住民に周知を図ることが課題となっています。

(11) 日常生活に不便のない移動手段がほしい

現状

交通や道路や施設の環境の問題をあげる人が多くあります。

(アンケート調査の自由記入欄より)

- ・ 病院、薬局へは、バスを利用しなければならないので不便である。
- ・ 催し物への参加、日常の買い物など、足の確保が困難。買い物ボランティアなどがあれば良い。
- ・ 高齢になり、車の運転ができなくなったら、田舎では不便で住めなくなる。病院や買い物、多目的に利用できる福祉バスとか、高齢者が気軽に利用できる交通手段の整備を望む。
- ・ 高齢者が増える中、足となる市内を走るバスの便数を増やしたり、また格安で安心してどこへでも出かけやすい交通手段を考えてほしい。

課題

だれもが安心して通院や買い物など、外出・移動できる手段を整備することは、地域福祉を進めるうえでの基盤でもあります。



(12) だれもが安心して活動できる環境がほしい

現状

交通や道路や施設などの生活環境のバリアフリー化を求める人が多くあります。

(アンケート調査の自由記入欄より)

- ・ 障害のある人が、移動しやすい段差のない道路、また、障害者用の施設も不十分なものが多く、障害者も安心して生活できるまちづくりを願う。
- ・ 健康な人の住みやすいまちと、障害のある人の住みやすいまちは同じと限らないので、だれもが住みやすいまちにしてほしい。
- ・ 高齢者・子ども・障害のある人たちに光があたる生活のできる行政を望む。
- ・ 子どもたちが安心して遊べる場・公園などを整備してほしい。

課題

公共交通を含む移動手段の確保や公共施設のバリアフリー化など、安全・安心な生活環境づくりを推進していくことが課題です。

高齢者や障害のある人も外出しやすい環境づくりを進めることは引きこもりなどを無くすことにもつながります。

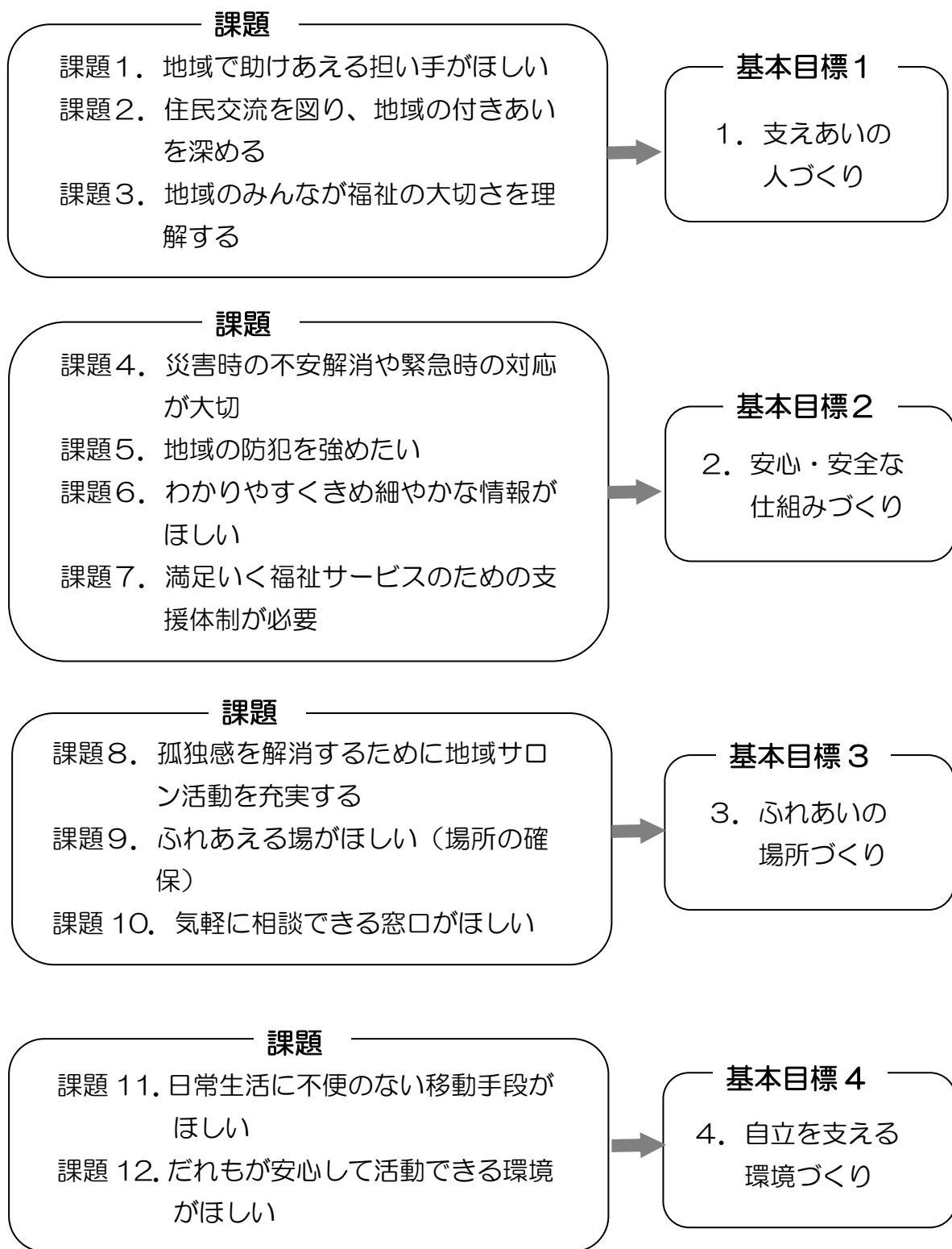
介護保険制度における住宅改修施策は、需要が急速に伸びており、そのバリアフリー化への関心が高まっています。特にバリアフリー環境に初めて接する市民のために、アドバイスなど適切な情報提供をする必要があります。

市民が憩える場所、子どもが安全に遊べる場所として、自然環境を活かし、遊具などの遊び環境に配慮しながら整備を図る必要があり、また、地域住民の公有財産として、公園などの環境美化に市民一人ひとりが取り組むよう意識を高めることも必要です。

また、これらの場所の安全を確保するため、防犯灯、街路灯などの整備や樹木の管理が必要です。

第4章 推進のための基本目標

第3章の「2. 地域福祉の現状と課題」の12項目の課題について、課題解決に向けての取り組みの方向として、次のように4つの基本目標を定めます。



4つの基本目標について、次に掲げる具体的施策により、福祉のまちづくりを推進していきます。

1. 支え合いの人づくり

地域で暮らしていくためには、個人の自立とともに、お互いの支えあいや助けあいが必要です。地域をもっと住みよいものにするために、地域住民の意識啓発に努め、人権を尊重し、人の出会いを大切にするまちづくりを推進します。

また、ボランティア活動を支援し、地域福祉を担うリーダーの養成を行なうとともに、地域の中の福祉活動を広げていきます。

地域の福祉活動は大人ばかりでなく、子ども達も支え合いに参加することにより、学習し、理解することを進めます。

人と人とのつながりが希薄になっている現状において、連帯感を育み、地域住民一人ひとりが支え合い、助けあいの意識を高めることが大切です。

そのため、住民相互の支えあい活動の促進など、民生委員・児童委員や各種団体などの連携により、住みやすい隣近所の関係を築くなど、人にやさしいまちづくりを推進します。また、この推進を図っていくには、社会福祉協議会の役割が非常に大きなものとなります。

- (1) 地域福祉の学習と担い手の育成
- (2) 子どもたちの福祉学習（地域で学ぶ）
- (3) ボランティアの育成と NPO（用語解説5）活動の推進
- (4) 団塊世代・高齢者の社会参加
- (5) 地域福祉に携わる団体との協働

2. 安心・安全な仕組みづくり

地域で生活する住民にとっては、福祉ニーズが適切なサービスと結びつくことが大切です。そのためには、相談窓口や情報提供の充実を図るとともに、情報公開体制や福祉サービス評価の仕組みづくりを推進します。

災害時に、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人などが災害の犠牲者とならないように、要援護者を支えるため、行政の支援とともに地域の事情に即した自主防災組織（用語解説6）などの推進を図ります。

地域において、子どもから高齢者まで見守ることのできる仕組みづくりを、地域のみんなで作り上げていくよう支援していきます。

また、サービス利用者の権利擁護や利用援助の促進に努めます。

- (1) 情報提供の充実
- (2) 福祉サービスの適切な利用の支援
- (3) 交通安全・防犯・防災の取り組み
- (4) 子育て支援、高齢者などの見守り
- (5) 権利擁護の推進

3. ふれあいの場所づくり

地域の住民同士が、つながりを持ち、ともに支えあう地域福祉を推進するためには、その拠点づくりが必要となります。

また、地域での自主的な福祉活動を生み、育てるためには、人が集まり、情報が集まり、地域の諸問題や諸課題を話し合うことが大切です。地域のいろいろな人が、いろいろな場所で関わりを持てるような集い、憩い、学べる場所づくりの推進に努めます。

- (1) 身近な公民館や空き家等の利用
- (2) 地域でつくる交流の場づくり
- (3) サロン活動の充実
- (4) 福祉ふれあいの場づくり

4. 自立を支える環境づくり

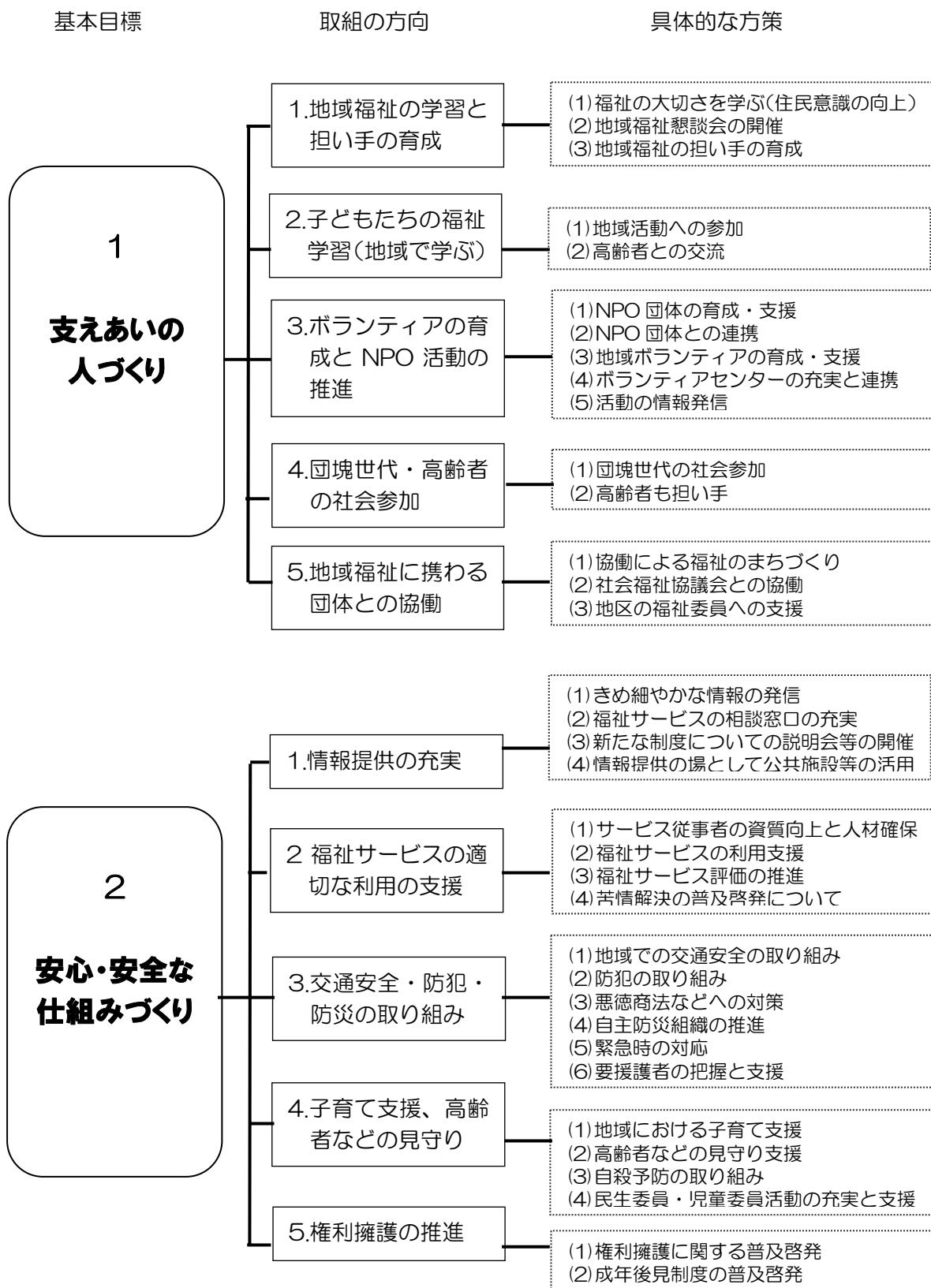
地域の人たちが、安心して暮らしていくためには、安心・安全な施設などの環境整備が必要です。

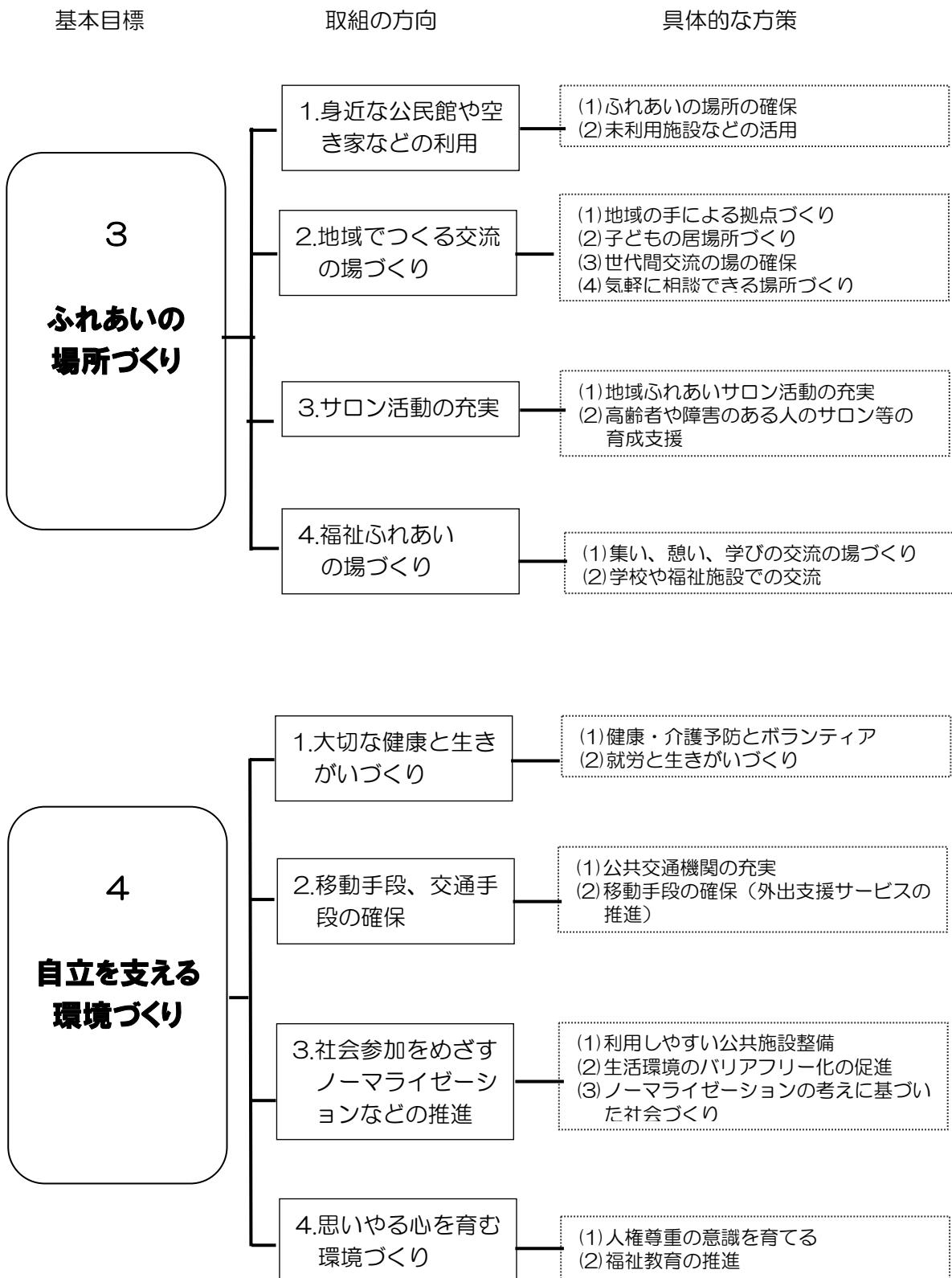
福祉サービスがあっても、利用者が、そこに行くことができなければサービスを利用できません。高齢者、障害のある人等にとって、移動手段の確保が重要であり、福祉施設、医療機関等へアクセスを容易にするための公共交通の充実を図ります。

高齢者や障害のある人、子ども達などが、道路や公共施設を利用する際に、利用できなかったり、不自由を感じることがないよう、だれもが利用できるようにするために、バリアフリー化をはじめとする公共施設におけるユニバーサルデザイン(用語解説7)の考え方に基づいたまちづくりの推進を図ります。

- (1) 大切な健康と生きがいづくり
- (2) 移動手段、交通手段の確保
- (3) 社会参加をめざすノーマライゼーション(用語解説8)等の推進
- (4) 思いやる心を育む環境づくり

目標の体系





第5章 目標達成のための取り組みの方向

基本目標1 支えあいの人づくり

1. 地域福祉の学習と担い手の育成

(1) 福祉の大切さを学ぶ（住民意識の向上）

地域福祉を進めるためには、一人ひとりの自助、自立を基本としながら多くの人が主体的に協力しあい、お互いを理解しあっていくことが必要です。

住民一人ひとりが、地域社会を構成する一員としての関心と自覚を高めることができるように、研修会や学習活動などの取り組みや情報提供をとおして、支えあい、助けあいの心を育む福祉の啓発に努めます。

(2) 地域福祉懇談会の開催

地域の福祉について考えることは、まず自分の地域における生活課題を見つけることから始まります。身近な生活課題を解決するためには、地域住民お互いが知恵を出しあって取り組んでいくことが必要であり、そこに支えあいの気運が生れてくると考えられます。

各地区で地域の福祉についての懇談会が開催され、身近な生活課題の発見や、その課題解決に向けた取り組みができるよう支援します。

(3) 地域福祉の担い手の育成

すべての人が安心して暮らせるよう、市民の福祉ニーズに対応できる体制を地域でつくるためには、行政や事業者だけではなく、ボランティア、関係団体など、さまざまな人々の協力・連携の中で、住民一人ひとりが自らの役割を認識し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

そこで、地域福祉を推進する担い手意識を高め、地域において核となる人材の養成・育成に対する支援を図ります。

地域福祉活動を進めるうえでは、一部の限られた人だけでなく、その担い手の輪を広げていくことが必要です。次代の福祉活動の担い手となる人材や組織の育成を図ります。

2. 子どもたちの福祉学習（地域で学ぶ）

（1）地域活動への参加

地域には、その地域の特性を活かした活動や慣習があります。地域の中で、お互いに交流することで、今まで培ってきた伝統を知るとともに、また、今までにない新しいものを取り入れることができる機会を生むことができます。

子どもたちが地域の交流に参加することにより、地域のこと学ぶ機会となり、また、地域への愛着を育むことになります。

地域における公民館活動等さまざまな活動や、催し物、イベントなどへ積極的に参加できるよう支援し、人と人のふれあいを基本に、支え合い、助け合いの連帯意識が芽生え、福祉を学ぶことができる機会を大切にします。

子どもたちは学校で福祉体験学習、ボランティア活動などを学習しています。この福祉学習を地域でも学ぶことができるよう推進します。例えば、ひとり暮らし、高齢者世帯への訪問や雪すかしなど地域にある福祉課題に対し、具体的に取り組む機会をつくります。

（2）高齢者との交流

高齢者が子どもたちとふれあい、さまざまな知識や経験などを教えることは、高齢者自身の生きがいにつながると同時に、次の世代に有形無形の文化として、引き継がれていきます。子どもたちが古くからの伝統、しきたりを学ぶことにより、地域社会の大切さを知り、ふるさとへの愛着を育みます。また、高齢者とのふれあいにより、思いやりの心を育むことになります。

また、高齢者にとって、子どもたちとのふれあいは、気持ちが若返り、元気のもとにもなり、お互いがお互いの地域の担い手としての関係を生むことになります。

子どもと高齢者が参加するサロンなどさまざまな場面での交流やふれあいを促進します。

3. ボランティアの育成と NPO 活動の推進

地域のボランティアや地域福祉の担い手が、より積極的な活動ができ、また地域の福祉力が高まるような各種の取り組みを進めます。

(1) NPO 団体の育成・支援

地域活動・ボランティア活動に対し、市民がそれぞれに応じた活動ができるよう情報提供などが必要です。既存の福祉関係の NPO 団体との話し合いの場を設け、地域における福祉活動を支援し、また、新規設立に向けた情報提供などを行ないます。

(2) NPO 団体との連携

地域福祉を推進していくために、福祉分野に限らず、さまざまな生活課題に関する活動も視野に入れながら、NPO や福祉活動などの関連団体との連携を図ります。

(3) 地域ボランティアの育成・支援

地域における相互扶助を支えるのは住民一人ひとりの活動です。人を思いやる心を基本に、ボランティアの育成・支援を促進します。

身近な話し相手を必要としている人に対しての話し相手ボランティアなど、地域の生活課題から生れる支援を見つけ出し、多様なボランティア活動を推進します。

(4) ボランティアセンターの充実と連携

市内のボランティアの広域的な連携を支援することを目的に設立した「京丹後市ボランティア連絡会」を軸として、市社会福祉協議会との連携によりボランティアセンターの充実に向け支援していきます。

(5) 活動の情報発信

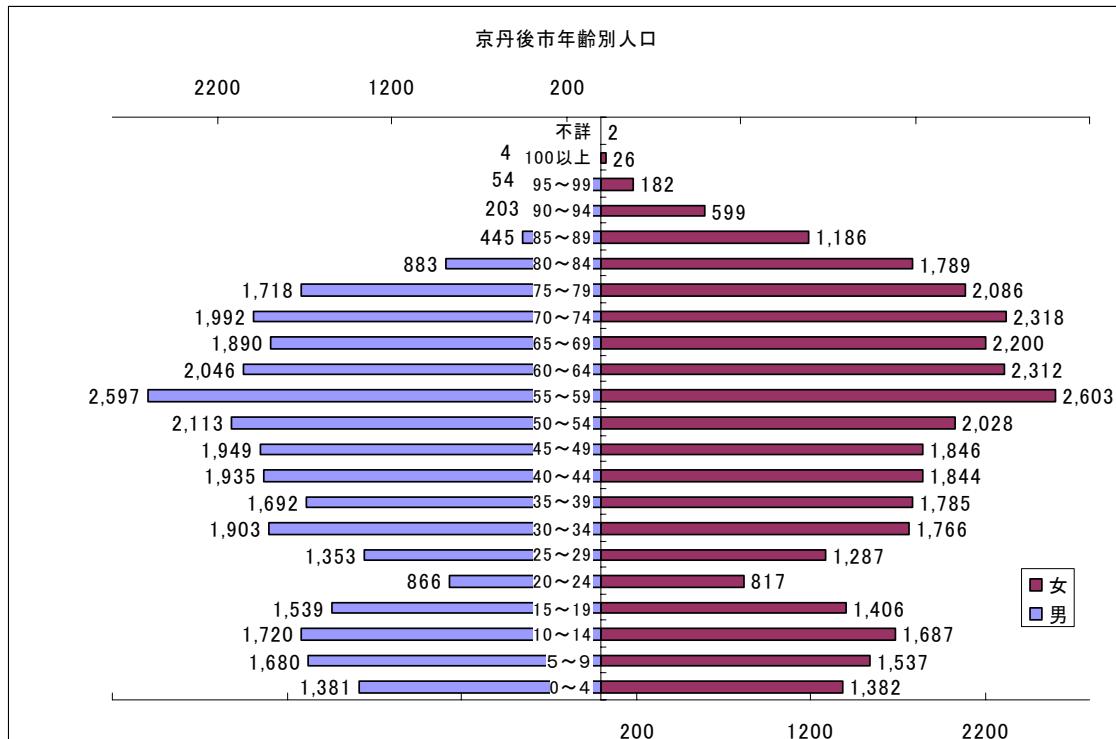
一人でも多くの住民が地域や福祉に関心や理解をもち、可能な範囲において、ボランティア活動に参加することは、地域の実質的な福祉力を高める重要な第一歩です。市内全域で取り組みを進めるため、ボランティアセンターを中心として、先進的・先駆的な活動や優れた取り組みなどの情報を提供します。

4. 団塊世代・高齢者の社会参加

(1) 団塊世代の社会参加

団塊と呼ばれる世代の多くの人たちが、定年を迎える時代となります。今までの経験を活かしたり、新しい活動に取り組めることを支援し、地域福祉の推進に参加できる環境づくりに努めます。

(資料：平成 17 年度国勢調査)



* 団塊世代とは、一般的には 1947 年（昭和 22 年）～1949 年（昭和 24）の 3 年間に生れた人々で、他の世代から突出している人口集団をいいます。上記グラフにおいては、H17 国勢調査の数値であり、56 歳～58 歳の人たちで、55 歳～59 歳の年齢別に含まれます。

(2) 高齢者も担い手

高齢社会において、高齢者が互いに、いつまでも元気で、生きがいを持続けられる地域活動に参加できるよう支援します。

5. 地域福祉に携わる団体との協働

(1) 協働による福祉のまちづくり

地域福祉に携わる団体は、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりに役立つ活動を行なっています。これら団体と協働して、地域福祉に携わる人たちの育成を支援し、福祉のまちづくりを推進します。

(2) 社会福祉協議会との協働

京丹後市社会福祉協議会は、住民参加によるさまざまな福祉活動の支援や、在宅福祉サービス、福祉サービス利用の支援など地域福祉の中核的な存在として事業を開拓しています。この計画において、さらに地域福祉を推進していくためには、大切な役割があり、ともに取り組んでいきます。

(3) 地区の福祉委員への支援

小地域の福祉活動を推進するため、京丹後市社会福祉協議会が設置している福祉委員の組織の取り組みや、ふれあいサロンなど地域福祉活動は、住民相互の支え合い活動として非常に大切であり、さまざまな活動の支援を図ります。

基本目標2 安心・安全な仕組みづくり

1. 情報提供の充実

(1) きめ細やかな情報の発信

必要な時に適切なサービスを受けることができるよう、各種制度やサービスの内容について、だれにでもわかりやすい情報が、適切に住民に提供されることが必要です。また、このことは地域における生活課題を考えるうえにおいても必要なこととなります。

広報やホームページ、パンフレットなどを活用して情報提供し、制度内容の啓発と利用促進の充実を図ります。また、制度内容を解説したわかりやすい冊子の整備に努めます。

(2) 福祉サービスの相談窓口の充実

市民が福祉サービスを自ら選択・決定することができるよう、相談窓口や情報提供などの体制整備の推進を図ります

住み慣れた地域の中で安心して生活するためには、気軽に相談できる窓口の充実を図り、地域における民生委員・児童委員、各種相談員や相談窓口の周知をするとともに、それぞれがお互いに連携が図れるような仕組みづくりを推進します。

地域における生活課題は多岐にわたり、子どもから高齢者まで抱える悩みはさまざまであり、市民相談室において、あらゆる生活相談について対応しています。

誰でも気軽に相談できる身近な相談場所や関係機関との連携による相談体制の充実を図ります。また、相談内容を一括して受け付けることができる総合的な生活相談窓口や苦情受付・処理機関などの充実を図ることも検討します。

(3) 新たな制度についての説明会等の開催

めまぐるしく変動する社会においては、福祉サービス制度の変更や改正、ニーズに対応した新たな制度が創設されたりします。これらの情報・内容について、広報・ホームページなどで情報提供し、必要に応じて説明会などを開催したり、小地域を単位とした懇談会の機会を利用し情報の周知に努めます。

（4）情報提供の場としての公共施設等の活用

各地域にある公民館等の公共施設において、掲示板への掲載や資料の常置などにより各種制度やサービス内容などの情報提供の充実を図ります。利用者がそこで十分な情報を得られるようになるとともに、情報交換の場としての公共施設の活用を促進します。

2. 福祉サービスの適切な利用の支援

（1）サービス従事者の資質向上と人材確保

近年の福祉施策の変化などにより、社会福祉関係職員の業務が年々多様化し、更なる専門性が求められています。

社会福祉事業に従事する人々の人権意識を高め、優れた専門性と豊かな人間性を備えた質の高い福祉人材を育成するため、研修などの充実に努めます。

社会福祉協議会へも働きかけて、新たな時代に対応した福祉関係者的人材確保や資質向上に努めます。

（2）福祉サービスの利用支援

サービスを必要とする人に適切なサービスを結び付けるためには、サービスの内容をわかりやすく伝えることは大切なことです。特に、本人の理解の困難さや家庭の事情などにより、サービスの利用にかかる相談や利用申請ができない人への支援が大切になってきます。

このような人々がサービスを利用できるようにするために、サービスを必要とする人を早期に発見して、自分にあったサービスを自由かつ適切に選択し、安心して利用できるような援助の仕組みづくりを推進します。

また、福祉サービスの利用において、要約筆記や手話通訳など、障害のある人たちに配慮した利用の支援を充実します。

（3）福祉サービス評価の推進

適正な福祉サービスが選択できるように、福祉サービス事業者が取り組む第三者評価制度による情報公開を促進します。

また、今後、地域福祉のさまざまなサービスについて、利用者の視点に立った評価や点検ができるよう、市民など第三者による評価の仕組みづくりを検討します。

（4）苦情解決の普及啓発について

サービス内容などに対する苦情を受け止め、その解決を図る仕組みづくりを推進します。

利用者が利用しやすいように、苦情の申し立ての方法等体制の整備に努めるとともに、苦情解決の仕組みについての普及啓発に努めます。

3. 交通安全・防犯・防災の取り組み

ひとり暮らしや、障害があるなしにかかわらず、だれもが地域で安心して暮らせるように隣近所の声かけや支え合いの市民意識を育む支援体制づくりを推進します。

（1）地域での交通安全の取り組み

高齢者による事故は、高齢化率の増加とともに増加する傾向にあり、高齢社会の中で交通弱者に対して、思いやりの心を持って、だれもが接する必要があります。

交通安全は、安心安全に生活するうえで、みんなの願いであり、地域の中で、交通安全意識の醸成に努めるとともに、関係機関で連携し、交通安全対策の充実を図ります。

（2）防犯の取り組み

最近いたるところで、犯罪の増加がみられ、防犯対策を望む声が多い中で、安全で安心して生活できるまちづくりにむけて、関連機関との協力体制のもとで防犯対策の充実を図っていくことが必要です。

あいさつ運動や声かけは、地域住民の連帯感を育み、支え合いの意識を高め、防犯に対する基本となり、その啓発に努めます。

犯罪の標的になりやすい子どもや高齢者に対する防犯対策を推進するとともに、係機関との連携により上下校時の地域における見守り体制の強化を図ります。

また、地域の中で子どもや高齢者が、少しでも地域の人たちの目にふれる仕組みづくりを支援していくことや、子ども自身が危険に対応できる方法など学ぶ機会を検討していきます。

（3）悪徳商法などへの対策

高齢者などを狙った悪徳商法などの予防について、被害に遭わないよう注意を促すとともに、対応策についての情報を提供するとともに、いつでも相談できる窓口を充実させるなど対策を推進します。

（4）自主防災組織の推進

災害時に「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感のもとで、地域における意識啓発と、自主防災組織づくりへの支援など、地域防災活動の推進を図ります。

（5）緊急時の対応

災害発生時の被害を最小限に抑えるため、地域の自主防災組織の促進を支援するとともに、支援が必要な人に対して迅速に対応ができるよう、個人情報に配慮しながら、情報の共有化を図り、効果的に支援活動ができるよう体制を整備します。

民生児童委員協議会などと連携し、常日頃から独居高齢者などに対し安否確認に努め、災害時に役立つ情報を確保します。

（6）要援護者の把握と支援

地域における日常的な人ととのつながりは、地震や風水害、火事などの災害において、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人などの安否確認や相互の助け合い活動に役立ちます。

災害時以外の急病や事故などの緊急事態に遭遇しても、早期の対応が図れるような基盤づくりの推進とともに、地域による見守り活動を支援します。

4. 子育て支援、高齢者などの見守り

(1) 地域における子育て支援

少子高齢化により、地域での子どもが少なくなりつつあります。核家族化や親の就労により、子どもを見守る時間が少なくております。子どもは地域の宝であり、次代を担う子どもたちを地域の中で見守ることが大切です。さまざまな子育て支援のサービスの充実と併せて、地域でも公民館などを活用した居場所づくりや、高齢者による見守りなど地域全体で支援する体制づくりを図ります。

(2) 高齢者などの見守り支援

ひとり暮らしや障害のある人、また、日中一人となる高齢者などに対し、常日頃地域に暮らす人たちが訪問したり、地域の行事に参加を促したりする地域の活動を支援します。これらの活動は、安否の確認につながったり、孤独感の解消に役立つことになります。

(3) 自殺予防の取り組み

本市においては、平成18年度に「京丹後市自殺ゼロ実現推進協議会」を立ち上げました。自殺につながる暮らしの中の不安や、孤独感の解消に向け、地域での見守り体制の支援や、相談窓口へつながるよう支援を図っていきます。

(4) 民生委員・児童委員活動の充実と支援

民生委員・児童委員は、地域における見守り活動、訪問活動などを実施し、安心・安全なまちづくりを目指して活動しています。最近いたるところで、高齢者や子どもなどを狙った犯罪などが多発しています。隣組、地域などが中心となり、声かけ、ふれあい活動を展開し、地域ぐるみで、事故や犯罪に巻き込まれないような取り組みが必要です。

民生委員・児童委員は、地域に住むひとり暮らし高齢者などの相談相手となり、また、子どもたちが、地域の中で事故や犯罪などに巻き込まれないよう、多様な役割を持ちながらも地域の中心となって活動しています。プライバシーの問題に配慮しながら、見守りによる訪問活動が充実できるよう支援していきます。

今後、社会情勢における諸課題への対応などその役割は、ますます重要となってきております。地域福祉の推進に向け、地域住民と連携できる環境づくりを図りながら、民生委員・児童委員活動の推進を図ります。

5. 権利擁護の推進

(1) 権利擁護に関する普及啓発

日常生活を営むうえで必要な福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的金銭管理が自己の判断で適切に行なうことが困難な方の福祉サービス利用を援助する事業として地域福祉サービス利用援助事業（用語解説9）がありますが、現在、社会福祉協議会で実施しています。

福祉サービスの利用者が安心で適正にサービスを受けることができるよう、利用者の立場を尊重して、利用者の権利が侵害されないよう、権利擁護に関する普及啓発や相談窓口の充実に努めます。

(2) 成年後見制度の普及啓発

安心して福祉サービスが利用できるよう、成年後見制度（用語解説10）の普及啓発に努めるとともに利用支援を行います。制度を解説した分かりやすいパンフレットなどによる普及啓発を図ります。

基本目標3　ふれあいの場所づくり

1. 身近な公民館や空き家等の利用

(1) ふれあいの場所の確保

地域福祉活動の活性化や活動の効果的な展開を図るために、活動の基盤となる拠点の確保が必要です。住民自身の手による拠点づくりを支援するとともに、既存施設の有効活用による拠点づくりを進めます。

地域住民のニーズに応じたサービスの実施や、地域福祉活動の拠点としての交流とコミュニケーションの場の提供に努めます。

(2) 未利用施設等の活用

地域住民に身近で気軽に集える場を確保し、交流とコミュニケーションの場など、活動の拠点づくりを更に進めるため、公民館、集会所、空き家などの既存施設のほか未利用施設を活用できるよう所有者や関係機関と調整し、利用促進を図ります。

2. 地域でつくる交流の場づくり

(1) 地域の手による拠点づくり

公民館などの既存の施設に限らず、田畠や山林など野外の場所を活用した交流など、地域での新しい楽しいふれあいの関係を築き、さまざまな福祉ニーズに対応する集いの場所、憩いの場所づくりを進めるとともに、地域住民の自主的で自立した取り組みを支援し、新しい交流の場づくりを推進します。

(2) 子どもの居場所づくり

子どもたちや子育て中の親子が、安心して気軽に立ち寄ることができる場所や、子どもと親子の交流できる居場所づくりに努めます。

(3) 世代間交流の場の確保

地域の中でお互いが理解しあいながら支え合い、助け合っていくため、あらゆる世代が身近な場所での取り組みや行事を通じて、気軽に交流を深められるような世代間交流の場づくりを支援します。

(4) 気軽に相談できる場所づくり

地域で発生する生活の問題はいろいろな分野にわたり、子どもから高齢者までその人の抱える悩みはさまざまです。この様な問題を解決するためには、専門的な相談窓口がもちろん必要ですが、まず、身近で誰もが気軽に相談できる場所があれば、暮らしの安心につながります。

公民館などを利用した出前相談方式など、誰でも気軽に相談できる身近な相談場所を検討し、併せて関係機関との連携による相談体制の充実を図ります。

また、身近な生活課題と、その課題解決に向け地域で解決できる取り組みができるよう各地域で定期的な「地域福祉懇談会」が開催されるよう支援していきます。

3. サロン活動の充実

社会福祉協議会や地域の自主的な取り組みの中でさまざまなサロン活動が行なわれています。今後もこのような活動を支援していきます。

(1) 地域ふれあいサロン活動の充実

ひとり暮らしの高齢者をはじめ、すべての人が地域の中で孤立することなく、安心して暮らせるように、それぞれの地域においてサロン活動が活発化するよう支援していきます。

(2) 高齢者や障害のある人のサロン等の育成支援

高齢者や障害のある人のサロン活動などは、お互いにつながりが持てる、気軽な集い・憩いの場づくりの活動であり、孤独感の解消や家庭介護の負担軽減にもつながり、活動の育成・支援を続けていきます。

4. 福祉ふれあいの場づくり

(1) 集い、憩い、学びの交流の場づくり

健康づくり講座やイベントの実施、地域福祉セミナーや交流会の開催、学校や福祉施設との交流、市民ニーズに応じた講座の開催など、学びや交流の場づくりを進めます。また、NPO法人やボランティアの主体性を尊重し、交流の場づくりにおいて自主的な活動を支援します。

(2) 学校や福祉施設での交流

将来の地域の担い手となる子どもたちを地域で豊かに育てるためには、地域の福祉施設や学校などを利用し、地域住民とともに学び交流することが有効であり、学校や福祉施設の開放について、協力を求めていきます。

基本目標4 自立を支える環境づくり

1. 大切な健康と生きがいづくり

(1) 健康・介護予防とボランティア

健康な状態を保って生涯を暮らし続けるということは、誰もが望むことです。一人ひとりが自分の身体の状態をよく把握し、健康を維持していくような取り組みをより一層充実させていくことが重要となってきます。

地域の中で無理のない福祉活動や、ボランティアに取り組むことは、支援のつながりとともに、自己の生きがいや喜びにつながり、健康づくりにも役立つと考えられます。また高齢者にとっては要介護とならない予防の施策にもなります。健康づくりと合わせた地域福祉の取り組みを推進していきます。

(2) 就労と生きがいづくり

高齢者が地域の中で役立つ仕事を見つけたり、障害のある人も自ら地域に貢献できる機会を見つけ、就労につながることは、生きがいとなります。地域福祉の課題から働く場の提供となるよう支援していきます。

2. 移動手段、交通手段の確保

(1) 公共交通機関の充実

公共交通が不便な地域の人たちは、自ら車による移動ができなければ、外出が困難です。また、福祉サービスがあっても、利用者がそこへ行くことができなければサービスを利用できません。高齢者や障害のある人などにとっては、移動手段の確保が重要であり、今ある福祉有償運送事業の実態や市地域交通会議の取り組み状況を把握する中で、福祉施設や医療機関などへのアクセスを便利にするための公共交通の充実を図ります。

(2) 移動手段の確保（外出支援サービスの推進）

高齢者や障害のある人などが安心して移動ができるような公共交通施策の充実や外出支援サービスの推進を図ります。

ボランティア団体や、NPO法人、民間運送事業者などと連携し、高齢者や障害のある人などに対して、ガイドヘルパーの充実や福祉有償運送事業の活性化を図るなど有効な手段を検討していきます。

また、今後は、自ら移動する以外に、地域にサービスを届ける仕組みを検討していきます。

3. 社会参加をめざすノーマライゼーション等の推進

地域の人たちがいつまでも安心して暮らしていくためには、さまざまな場所における安全なまちづくりが必要です。また、障害のある人にも安心して社会参加できる環境整備が必要です。

(1) 利用しやすい公共施設整備

高齢者や障害のある人などすべての人が安心して移動や利用ができるよう、公共施設のバリアフリー化を推進します。

(2) 生活環境のバリアフリー化の促進

高齢者や障害のある人などすべての人が安心して外出できるよう、公共施設などの段差解消や、歩きやすい歩道など、人にやさしいまちづくりのためのバリアフリー化を促進し、交通事故防止などに向けた安全対策の推進を図ります。

誰もが安心して福祉サービスが利用しやすい環境をつくるため、関係機関や関係団体との連携を深め、既存施設の計画的なバリアフリー化の促進に努めます。

ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、高齢者や障害のあるなしにかかわらず、すべての人が安心して生活できるよう、構築物や道路、公園などバリアフリーのまちづくりを推進します。

(3) ノーマライゼーションの考えに基づいた社会づくり

高齢者や障害のある人などに対する思いやりや優しい心づかいは大切で、理解するだけではなく、その気持ちを行動に移すことが重要です。心身に障害のある人であっても、特別扱いすることなく、ともに暮らすことができるような地域社会をつくることが大切です。

住み慣れた家や地域での生活は、障害のあるなしにかかわらず、誰もが、大きな精神的な安定を保てます。心に負担を感じることなく地域での生活が快適であり、サービスが利用できるような環境づくりをめざします。

4. 思いやる心を育む環境づくり

社会福祉の基礎は、基本的人権の確保と、他人を思いやり、お互いに助け合おうとする精神にあります。こうした人権尊重の意識を高め養うため、子どもを含めたすべての市民に対する福祉教育は大切なことです。

学校や地域において、さまざまな機会を通じて学習することにより、支援の大切さを知るとともに、誰もが可能な限りの自立を望んでいることも理解する必要があります。

(1) 人権尊重の意識を育てる

地域福祉の推進にあたっては、支援を必要とする人たちが人として尊重され、人間としての尊厳を持って自立した生活を送ることができるようになります。

地域において福祉に対して理解を深める学習・懇談の機会をつくることにより、住民一人ひとりが自立し、お互いを認め合い、共に生きる社会づくりという視点に立った地域社会づくりに努めます。

(2) 福祉教育の推進

福祉に対する理解を深める福祉教育や福祉体験学習などの取り組みは、一人の人が人として大きく成長するきっかけとなるとともに、自主的な社会貢献活動への参加を促すきっかけとなります。

次代を担うリーダーとなるべき子どもたちを含め、地域福祉の大切さについて理解を深めるため、学校の総合学習の時間などを活用した福祉教育を推進します。

第6章 計画の推進に向けて

1. 地域住民、事業者、行政の協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域の住民や団体、事業者やNPO、行政、社会福祉協議会や学校など、そして、児童から高齢者に至るまでの幅広い人や団体の協働によって実現します。なかでも、地域住民は、計画づくりから実践に至るまで、地域福祉の担い手として中心的な役割を果たしています。

一方、福祉のあり方が、措置から利用者本位の契約に変わってきているなかで、福祉サービス事業者も地域福祉に果たす役割が大きくなっています。

すべての人が人として尊重される豊かな地域社会を実現するため、丹後NPOパートナーシップセンター（用語解説11）と連携を図り、協働して福祉施策を推進します。

本計画を推進し、支援の必要な人のニーズにあった施策を展開するためには、市民をはじめ、事業者、各種関係団体、民生児童委員協議会、社会福祉協議会など多くの地域関係団体との協働が不可欠です。これら地域関係団体と相互に連携を図るため、地域福祉のネットワークを構築するなど、計画の着実な推進に向け取り組みます。

2. 京丹後市社会福祉協議会との連携

地域福祉計画における施策の推進には、社会福祉協議会の役割は大きなものになります。社会福祉協議会は、社会福祉法の中で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられています。地域福祉の推進に必要な人づくりでは、中心的な役割を担う存在となります。また、福祉サービスが適正に利用できるよう、支援の仕組みを検討する重要な役目もあるといえます。地域住民やさまざまな福祉活動を行なう団体、また福祉サービスを行う事業者との協働の中で、地域福祉の推進役として機能していくよう、連携を図り活動を支援していきます。

また、京丹後市社会福祉協議会が策定する「京丹後市地域福祉活動計画」と連携し、本計画の推進を図ります。

3. 計画の推進状況の把握

地域福祉計画の推進を図るため、「(仮称) 支え合いの地域づくり推進会議」を設けて、市民の意見を取り入れながら具体的な実施に向けた検討を行なっていきます。

この推進会議は、健康と福祉のまちづくり審議会の中に位置づけ、定期的に審議会へ諮ることにより、具体的な施策の検討や推進状況を把握することができるようにして、他計画との調整を図りつつ、施策の充実や見直しについても協議を行ない、本計画の円滑な推進に努めます。

○用語解説

1. **NPO法人** (P1) NPO法（特定非営利活動促進法）に基づいて申請し承認され、法人登記が完了した団体を特定非営利活動法人。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行なう組織・団体。
2. **協働** (P1) まちづくりに向け、市、市民、事業者及び市民活動団体が、地域の課題を共有し、共通の公共的目標に向かってそれぞれに果たすべき役割を自覚し、相互に補完し、協力することをいいます。
3. **合計特殊出生率** (P6) 15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
4. **バリアフリー** (P12) 「障壁」がないこと。障害のある人、高齢者などの行動を阻害するような場所、環境、建築などの物理的なバリアのほか、社会制度上のバリア、意識面でのバリア、情報伝達面でのバリアなど、すべての障壁を取り除こうという考え方をいいます。
5. **NPO** (P23) 「民間の非営利組織・団体」のことで、市民が社会にある様々な問題に対して自発的・主体的に取り組み、活動している公益かつ非営利の組織・団体。
6. **自主防災組織** (P23) 大きな災害が起こった時、消防署などで対応できない場合、「私たちのまちは私たちで守る」という連帯感のもとに、自主的に結成されたものです。
7. **ユニバーサルデザイン** (P24) 高齢者、障害者などの利用に限定しない、最大限すべての人が利用しやすい製品や建築、空間、環境などのデザインをいいます。「ユニバーサル」とは直訳すると「普遍的な」という意味です。
8. **ノーマライゼーション** (P24) 障害のある人もない人も、高齢者も児童も、社会で生活するすべての人が、普通に生活できる社会こそが、本来の普通（ノーマル）の社会であるという考え方をいいます。また、そのような社会をつくろうとする理念のことをいいます。

9. 地域福祉サービス利用援助事業 (P37) 福祉サービスの利用などについて、自己の判断で適切に行なうことが困難な人で、援助の契約内容については認識しうる能力を持っている人を対象に、社会福祉協議会が実施主体となって、福祉サービスの情報提供・助言をするほか、利用手続き、利用料の支払い、苦情解決制度の利用を援助する仕組みです。

10. 成年後見制度 (P37) 認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力に不安のある人が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人などが本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行ないます。

11. パートナーシップセンター (P44) 地域団体、市民グループなどが相互の交流と連携を深め、活動が活性化されるよう、それらをコーディネイトする場として、既存施設等を活用して設置する拠点。